

## 本議事録は、発言者全員の確認をとったものではありません。

【第133報】西山審議官プレスレク概要（平成23年5月10日）（未定稿）

○司会 これは何度もお願ひしいていて大変恐縮でございますが、質問をまとめていただいて実施していただければということでございます。

勿論、受け答えによる再質問はお受けしたいと思っておりますが、長い場合には簡潔に質問いただくとということで、私の方からまたお願ひすることもあられるかもしれませんので、是非よろしくお願ひします。また、説明を変えても簡潔にやらせていただければと考えております。

初めに、細野豪志内閣総理大臣補佐官よりあいさつとともに冒頭発言をさせていただきます。まずけれども、補佐官におかれましては今日、諸外国の関係者との打ち合わせがございまして、18時25分ごろには退席されるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○細野補佐官 連日、記者会見に来ていただきましたありがとうございます。また、ごらんをいただいた皆様にも心より感謝を申し上げます。できる限り記者会見は最後までと思っておりますが、昨日に続きまして今日もどうしても外せない予定が入ってまいりまして、途中で退席します。失礼をお許しいただきたいと思ひます。

本日は、特別プロジェクトの中で使用済み燃料の取り出し・移送チームが行ってまいりました、3号機の使用済み燃料プールに関する調査状況について、まず冒頭、私の方から報告をさせていただきます。と思います。

先日、4号機のプール水につきましては、コンクリートポンプ車を用いて採取いたしましたデータを開いたしました。

8日に3号機のプールについて採取をいたしまして、昨日に分析をして、ほぼ資料がまとまりましたので、今日、公開をさせていただきます。と思ひます。

採取できました水でございませうけれども、4号機と比較をしますと濃度が高うございまして、2号機とほぼ同等という濃度になっております。

3号機についてもこうしたプール自体の水がとれたという意味では、進捗をしたとは解釈しておりますけれども、一方で、この濃度がどういったものが原因でこうした濃度になっているのかということについては、しっかりと分析をしていく必要があると考えております。分析の現段階でのありようについては、この後、東京電力から報告をいたしますので、そちらを聞いていただければよろしくお願ひを申し上げます。

また、連日皆さんから御質問いただいておりますストロンチウムでございませうけれども、採取の方法などについて、今、鋭意準備を進めておりまして、ほぼ方向性が見えてまいりましたので、明日、原子力安全委員会が行われる予定になっておりまして、その場所に資

料を提出いたしました。そして、その議論を経てモニタリングに入りたいと考えております。まだ資料の整理が終わっておりませんので、公開につきましては明日の安全委員会の際までお待ちいただけますようお願ひを申し上げます。

私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、本日の説明に入らせていただきます。お手元に式次第がございまして、これに従いまして御説明をさせていただきますと思っております。

まず環境モニタリングの状況について、東京電力、文部科学省から説明し、原子力安全委員会よりコメントいたします。

次に、各プラントの状況につきまして東京電力から説明します。質疑はその後とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、東京電力からサイト内における環境モニタリング結果について説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○松本本部長代理 東京電力の松本でございます。

それでは、敷地内のモニタリング結果につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」サブタイトルが「第四十六報」となっている資料をごらんください。こちらに関しましては、福島第一原子力発電所の西門、福島第二原子力発電所のモニタリングポストの1というところで測定しているデータでございます。本日の測定結果につきましては2枚目をごらんいただければと思ひますけれども、空気中の濃度限度に対する割合といたしましては、0.01倍から福島第二の方ではNDということと検出限界未満という値になります。経時変化につきましては3ページ目、4ページ目の方をごらんください。

続きまして、海水の放射線の分析結果でございます。資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」ということで、サブタイトルが「第四十八報」となっているものでございます。少し厚手の資料になります。こちらにつきましては、福島第一原子力発電所の沿岸部、沖合部のサンプリング結果につきまして、その結果の公表でございます。

1枚目の裏面のところから、放水口の北側、南側といったところが最大値でございませうけれども、おおよそ濃度限度に対する割合といたしましては1倍強といったところでございます。

本日、この資料に関しては皆様にお伝えしたいことが1点ございまして、2枚目の裏面、トータルで言いますと4ページ目になりますけれども「海水の核種分析の結果＜沖合 2/2＞」と書いてございませうところがありますけれども、この6か所のサンプリング点につきましては、今後、上層と下層と深さに応じたサンプリングをいたしまして、その結果を分析していきたいと考えております。時系列、経時変化につきましては、お手元

の資料に添付してごさいませぬグラフの方をござらんたいだければと思ひます。

東京電力からは以上でございませぬ。

○司会 ありがとうございませぬ。

続きまして、文部科学省からの説明です。環境モニタリング結果等というところでよろしくお願ひします。

○坪井審議官 文部科学省の坪井でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に環境モニタリングの結果についてということで、本体と別冊ということで2つ資料をお配りしております。

まずは、全国的な調査ということで都道府県の放射能水準調査、各大学の協力による空間放射線量、定時降下物と上水の結果ということで、いずれも従来と大きく異なるものはないと思っております。

また、福島原子力発電所周辺の調査につきましても、空間線量率の調査、ダストサンプリング、環境試料や土壌のモニタリング結果なども、従来と大きく変わる傾向は見られていないのではないかとと思ひますが、こちらにつきましてもは原子力安全委員会の評価をまたいただくことにしているものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○司会 ありがとうございませぬ。

続きまして、原子力安全委員会より環境モニタリング結果の評価について説明します。

○加藤審議官 原子力安全委員会事務局の加藤でございます。

私どもからは環境モニタリング結果の評価についてという、5月10日付の原子力安全委員会のペーパーで御説明いたしたいと思ひます。

空間放射線量については、特段大きな変化はございませぬ。

また、2の空気中の放射線物質濃度でありませぬが、こちらの福島県の地図がA4で横長になつては資料の5ページ、6ページに「ダストサンプリングの測定結果」というものがございませぬ。このダストサンプリングにつきましても、最近、非常に値が小さくなつてございませぬ。昨日に御報告するもの、昨日に御報告したものでは、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137、いずれも不検出という動向でございませぬ。

4の環境試料でございませぬ。この関係では毎日、海洋中の放射線物質の分析の状況を御報告してございませぬ。5月8日、9日につきましても、文科省さんの方では海域モニタリングの広域化というのを以前に発表してございませぬけれども、その関係で船の数を多くするたために測定機材の積み替えなどを行つていて、8日に採取されたサンプルがございませぬので、昨日は御報告するものがないという状況でございませぬ。

5の都道府県の放射能水準調査でございませぬけれども、これも特段大きな変化がない状況でございませぬ。

私からの報告は以上でございませぬ。

○司会 ありがとうございませぬ。

続きまして、各プラントの状況についての説明でございませぬ。東京電力より説明いたします。

○松本本部長代理 東京電力でございませぬ。それでは、お手元の資料「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A4の縦の裏表の資料をござらんたいください。

まずタービン建屋の地下のたまり水の移送でございませぬけれども、本日は午前9時過ぎから、一旦2号機のタービン建屋の移送を中断いたしまして、3号機のタービン建屋側からの移送ラインの敷設、注水ラインの切替えのための給水配管の切断工事といったものを行つてございませぬ。

6号機のタービン建屋の地下のたまり水につきましても、本日は、120tの移送の予定でございませぬ。

トレンチ立坑、タービン建屋の水位につきましても、この表をござらんたいだければと思つてございませぬ。

下の放射線物質のモニタリングの状況につきましても、先ほど海洋のモニタリング状況で話した内容と同等でございませぬので、説明の方は省略させていただきます。

裏面の方についていただきませぬとして、使用済み燃料プールの注水と放水でございませぬけれども、本日は2号機に対しては燃料プール冷却浄化系から淡水を約56t注水してございませぬ。この際に、昨日の3号機、4号機と同様、酸化防止ということでヒドラジンを注水してございませぬ。

原子力圧力容器の注水でございませぬけれども、1号機、2号機、3号機とも淡水を8m<sup>3</sup>/h、6.9m<sup>3</sup>/h、9m<sup>3</sup>/hで、現在、注水中でございませぬ。

1号機の原子力圧力容器内の窒素ガスの封入でございませぬけれども、本日は11時現在で122.3KPa、総封入量は2万1,900m<sup>3</sup>でございませぬ。

1号機の原子力建屋内の作業の状況でございませぬけれども、こちらは会見終了時までに本日の実績について御報告したいと思ひます。

この資料につきましてもは以上でございませぬ。

続きまして、放射線物質のモニタリング関係で2件の御報告をさせていただきます。1つは、資料のタイトルで申し上げませぬと「福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射線物質を含む液体の海への流出について」ということで「続報36」というサブタイトルになつてはいるものでございませぬ。

こちらは取水口付近の防波堤の内側、シルトフェンスで囲まれたところのヨウ素、セシウムといった放射線物質の経時変化を観察してはいるものでございませぬが、グラフをござらんたいしていただくとわかるかと、比較的安定して下がつてはいるような状況でございませぬ。こちらの方につきましてもは、引き続きパラメータの監視を続けてはいきたいと思ひます。

もう一点は、サブドレンの状況でございませぬ。資料のタイトルで申し上げませぬと「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射線物質の検出について」とい

ことで、こちらはタービン建屋にたまっており、高濃度の汚染水が建屋の壁を通じまして、地下水側へ漏れてないかということを確認している作業でございます。

測定結果につきましては、1枚目の裏面の方をごらんいただければと思います。経時変化につきましては、3ページ以降をごらんいただければと思っておりますけれども、こちらにつきましても高濃度の放射性物質の漏出はないと現時点では判断しております。

続きまして、冒頭、細野事務局長の方からお話がありました3号機の使用済み燃料プールの水の分析結果について、御報告させていただきます。

まず、映像で3号機の使用済み燃料プールの状況を御紹介させていただきたいと思っております。

○松本部長代理 これはコンクリートポンプ車のアームの先につけた水をとるサンプリング装置でございます。これを沈めていくところの映像でございます。

現在、サンプリング装置が水の中に入りまして、これはサンプリング装置の中に水が入っていくために、サンプリング装置内の気泡がカメラのレンズのところにくっついている状況でございます。

こちらは、少しカメラの方がずれてプールの中の状況でございますけれども、3号機は4号機の映像と比べますと、こういった形で原子炉の天井及び壁面等の汚れが、プールの方に大量に入っているという状況でございます。使用済み燃料プールの頂部はほとんど見えてない状況でございます。

プールのカメラを挿入した側は、使用済み燃料プールの原子炉建屋の南側でございます。で、この南側の中の南西コーナー側にカメラを沈めて、映像を撮影したということになります。

はつきり見えないんですけども、瓦れきの隙間のところは少し使用済み燃料プールの格子のところが見えておりますが、全面的にはこういった状況でございます。

本日提供させていただいた映像については以上でございます。皆様方には電子データで御提供させていただいております。

資料の方に戻らせていただきます。タイトルを申し上げますと「福島第一原子力発電所3号機の使用済み燃料プール水の分析結果について」ということで、2枚ものでございます。こちらについては、5月8日に測定したプール水の核種分析の結果でございます。

2枚目はプール部の分析結果でございます。主な検出核種といたしまして、セシウム134が14万Bq/cm<sup>3</sup>、セシウム136が1,600Bq/cm<sup>3</sup>、セシウム137が15万Bq/cm<sup>3</sup>、ヨウ素131が1万1,000Bq/cm<sup>3</sup>という状況でございます。

参考のデータといたしまして、今年3月2日に測定した使用済み燃料プールの状況ですが、これは地震前に測定したデータでございますけれども、いずれの核種も検出限界未満だったということでございます。

私どもといたしましては、まず一時的な評価として、今回のプールの分析結果は燃料

取出し後300日以上経過しております。半減期が8日のヨウ素131、半減期が13日のセシウム136といったものが見つかっておりますので、今回の主な核種につきましては、基本的に原子炉が今回損傷したことにより、核分裂生成物が水蒸気あるいは粒子状の物質となっており、原子炉のオペレーターが燃料プールの方に到達したものが落ちてきたか、もしくは今回は瓦れきが大量に使用済み燃料プールの中に入り込んでおりましたので、そういったものに着したものがプールの中に落ちて、この中に溶け出しているものではないかと判断しております。

今回のサンプリングの状況をもう少し詳しく御説明いたしますと、採取した水の量は約40ccでございます。採取した場所はプールの南西側のコーナーでございます。約50cmの深さのところでございます。燃料頂部からの高さで申し上げますと約6mといった状況でございます。

少し比較になりませんが、4号機側で採取したものにしましては、5月7日に採取したものではヨウ素が16Bq、セシウム134が56Bq、セシウム137が67Bqということでございます。

○記者 速過ぎてわかりにくいので、もう少しゆっくりお願いします。

○松本部長代理 これは昨日に御報告した内容でございますけれども、4号機の使用済み燃料プールの核種と比較いたしますと、ヨウ素が16、セシウム134が56、セシウム137が67といった形で、けたで言いますと3号機の方が4けたぐらい上の値となっております。

また、4月16日に採取いたしました2号機の使用済み燃料プールの核種分析の結果ですと、ヨウ素131が4100、セシウム134が16万、セシウム137が15万といった状況でございますので、使用済み燃料プールの状況といたしましては2号機の状況とほぼ似ているのではないかと考えております。

資料に戻らせていただきますけれども、お手元の方にいつもの「プラント関連パラメータ」ということでA4横の紙1枚と、「モニタリングポストのデータ」ということで本日の測定データをまとめさせていただきました。

東京電力からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。以上で説明は終わりでございます。ただいまから質疑入りしたいと思います。

冒頭にお願いたしましたけれども、質疑の際のお願いにつきましては、是非、御留意いただければと思います。また、これも冒頭に申し上げましたが、細野総理大臣補佐官におかれましては諸外国の関係者との打ち合わせということで、18時25分には退席されますのでよろしく願います。

それでは、拳手を願います。一番端の列の方と後ろから二番目の方。

○記者

2つとも細野補佐官です。

2問だけ質問させていただきます。

1 問目は、一昨日のこの場の記者会見で、あなたが、老朽化した原発が各地にあるが、それは大丈夫だと質問したのに対して細野補佐官は、保安院が厳しくチェックしているので大丈夫だとお答えになりました。これはうそですね。さもなければ、細野補佐官はだまされています。というのは、世界の原子炉の平均寿命が22年なんです。これは経産省、エネ庁の方が知らないはずはないんです。

しかるに、そこにいらつしやる西山審議官は、さんが原発の寿命は何年かと言いたときに、40年経っても機器や構造物の保全状況がしっかりしていれば、もう20年許可すると答えられました。これは東京電力が保安院に提出した自分のところの原子炉の寿命を20年延ばすと言って評価書をつけて出して保守管理方針と、同じフレーズなんです。

つまり、規制する方と規制される側がズブズブ、アマアマと言うんです。規制される側が提出した文書と同じようなことを言うような人が、規制する側にいることをどうして大丈夫と言うのか。細野補佐官、そこら辺をお答えください。

2 問目が、今回の事故の遠因とも言える、2002年の東京電力の事故隠しにも保安院が密接に関わっておりますが、このときに責任をとって辞任された東京電力の南直哉社長という方がおられます。

私が今日、図書館で紳士録を調べたら、この方がフジテレビの監査役におさまっているんです。フジテレビのホームページを見ても同じ名前が出てきます。これは別に直ちに違法ではありませんが、フジテレビが使っている電波は公共の電波です。私たちも、東電は独占の企業であるがゆえに電氣は選べません。そうすると、民と民との関係では済まされないものがあるんですが、こういうのを道義的に認められませんか。

以上、2問です。よろしくお願いたします。

○細野補佐官 まず1問目の さんに対する答えですけれども、たしか さんの方からの御質問は、浜岡原発とはかの原発の違いは何かという御趣旨の質問だったと記憶しています。

それに対しては、今、保安院がさまざまなチェックをしているけれども、さまざまな地震のリスクを考えれば、浜岡については安全サイドに立って全面的に止めるという判断を総理がしたという意味で、リスクが違ふんだという趣旨のお話をしたと私は考えております。そのほかの原発はどうかということに関して言うと、リスクをどう見るかという話になるわけでございますが、現段階においては、浜岡とはリスクのレベルが違うという意味で、この判断を尊重するということではないかと思えます。

一方で、フジテレビの監査役に南元社長がついておられるという話は、今、私は初めて聞きました。道義的にどうかということなんなんです。そこはフジテレビという民間の会社で判断をしてやっておられることでしょうか。私も今の時点では事実自身も確認をできておりませんので、特に申し上げられることはないなと思っております。

○記者 では、ほかの原発はどうお考えなんですか。

○細野補佐官 ですから、今、お答えしたとおりです。浜岡原発とはさまざまな意味、地震のリスクが違ふと私は考えています。

○記者 電力会社に対する保安院のチェック体制はどうなんですか。

○細野補佐官 原子力行政をめぐっては、保安院の位置づけ、更には原子力安全委員会というものの妥当性、さまざまな面でいろいろな議論が行われることは大事なことで思うと思っています。

私もこの間、この2か月はほぼこの問題にかかり切りでしたけれども、行政の在り方についてもう少しさまざまな改革が行われるべきではないかと思っております。そのことは検証の作業などを通じて言っていることと思っております。

○記者 2002年の事故隠しのときに、保安院は内部告発者の名前を明らかにしているんですよ。これは明確な法律違反なんですよ。どういう法律違反かという、99年のJOCの事故に絡んで原子炉等規制法が改正されて、内部告発者が不利になるようなことをしてはならないという法律があるんです。保安院はこの法律を犯しているんですよ。

とても汚い言い方をしますと、例えばあそこで悪さをしている人がいると警察に駆け込んできたら、その警察が何のだれが駆け込んできたよと明らかにするようなものではないですか。

だから、私が初回のとときにどれぐれも天下りが行っているのかを明らかにしてくれと言ったのはこういうことなんですよ。お友達でやり合っているいたら相撲協会の不祥事が直らないのと一緒ではないですか。これはどうお考えですか。

○細野補佐官 天下りの情報もすべて公開しておりますし、今の原子力行政の在り方がすべていいとは思っていません。だからこそ、これからどう変えていくのかという議論は行われていかるべきだと思います。

○記者 それとフジテレビと東京電力との関係ですが、電波のことは同じことの繰り返しになるので言いませんけれども、エゴでクリーンだと言って環境大賞というのをずっとつけて東京電力が受賞しているんです。細野補佐官も、今、南直哉社長がフジテレビに監査役で、天下りというのか、何とこのか、行っているというのを知らなかったとおっしゃっているように、国民の多くも知りません。

そこで東京電力というのが環境大賞をずっと歴年していたら、悪く言えば国民は安全なことをやっていると、何も環境を汚してないと洗脳されるではないですか。そういうことを許すんですかと言うんです。

○細野補佐官 さんがおっしゃるそういう事実を国民に知らせた上で、どう判断するかというのはいろいろな判断があり得ると思いますよ。ただ、私がそこに立ち入って、いいとか悪いとか言う立場ではないということ、是非、御理解をいただきたいと思っております。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○記者 よろしくお願いたします。

4月12日に原子力安全・保安院が今回の事故につきまして、INESの暫定評価をレベル7に引き上げました。その際の発表で保安院は、今回の放射性物質の放出量はチェルノブイリ原発事故の1割程度ですと説明されました。レベル7への引き上げから1か月が経過としておりますが、全体像がなかなか見えておりません。こうした点を含め、西山審議官に1点お尋ねいたします。

放射線物質の放出量は、4月12日のチェルノブイリの1割程度という発表から、現在、何割程度になっておりますでしょうか。よろしくお願いたします。

○西山審議官 今、はっきりとしたデータは手元にありませんけれども、私はオーダーとして変わっていないと思っております。

○記者 ただ、発表の際に放出された汚染水は含まれてなかったように思いますが、その点で、当然増えているとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○西山審議官 INESの基準は大気の関係だけです。それはそのときもお断りしましたが、そういうことで発表しております。

○記者 そうした総合的な放射性物質の放出量はお示しする必要があると思いますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○西山審議官 放出された放射性物質については示した方がいいと私も思っております。低レベルの汚染水が出たときも、高レベルの水が出たときも、私どもとしてはその放射性物質の量については発表しております。

○記者 西山審議官は覚えていらっしゃるかわかりませんが、4月12日の私の質問は、レベル7が最高の値だと。ただ、その後、汚染が進んだ場合に国民に対して物差しをある程度お示していく必要があると申し上げました。

チェルノブイリの1割程度というのはある程度見えやすい物差しだと思のですが、1割程度からどの程度増えているかというのは、当然、報告の義務があると思えますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○西山審議官 確かに1割ということがある程度変化してきているのであれば、示した方がいいと思います。今のところは先ほど申し上げたように、何か起こるたびにそのことに関しての放出量のわかるところは、全部お示しをしております。ですから、それをまとめて何かの形で示すとか、あるいはINESの関係の大気に関するデータで何かはっきりお示しできることがあれば示したいと思えます。そういうタイミングがあれば、またそうしたいと思えます。

○記者 細野さんはいらつしやいますか。やはりチェルノブイリの1割なのか、2割なのか、3割なのかというのは国民が知りたいことだと思えます。これはお示しする義務があると思えますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○細野補佐官 INESの評価自体は大気中ということですので、海と大気は分けて考えるべきだと思います。だからといって、大気データはできるだけ正確に出した方がいいと思えますので、そこは整理をしてお伝えするように努力をしてみたいと思います。

おっしゃっているのは、これからも出続けるのであればちゃんと足して、今、幾らなのかということをお公表した方がいいという御意見だと思えますが、それは必要だと思いたすので、また一定の時間が経った時点で再評価の意味も含めて、皆さんに公表したいと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにかがでしょうか。

○記者

5月5日に東電さんに質問した2号機プロローアトパネルが外れたタイミングについて、政府資料だと3号機爆発時なんですけれども、衛星写真を見るとその前に起こっているというので、改めて東電の認識をお聞かせいただけますか。

○松本本部長代理 私どもその写真を確認させていただきましたけれども、開いているようにも見えますし、はっきりしたところではございません。私どももいたしましては、3号機で爆発があったときに現場に行った者が、2号機のプロローアトパネルが開いているのを確認したというのが私どもの確認結果でございます。

○記者 では、確認の時間がそこだということですか。

○松本本部長代理 そうです。

○記者 済みません、まとめて言うのを忘れていました。今からまとめて言います。

東電さんには、防潮堤が応急的に6月までにはできるということですけれども、その後、本格的なものをつくられる予定はあるでしょうかということですか。

今、台風1号が発生していますけれども、梅雨も含めて放射性物質とか汚染土壌の拡散が予想されますが、そのような対策は何か考えていらっしゃるでしょうか。これは安全委員会と文科省の方にお聞きしたいです。

続いて、二本松市、本宮市、大田村の3市村が、年間10mSvを基準として校庭の土は除去して埋めるという方針になったんですけれども、この方針について、安全委員会、文科省にお聞きかせたいと思います。

以上です。

○松本本部長代理 まず東京電力の方からお答えさせていただきます。防潮堤に関しましては現在、3月11日に起こった本震の余震ということで、マグニチュード8クラスのものが、震源地が少し東側にずれて起こるということを想定いたしましたして、防潮堤の建設を進めております。

その後の予定につきましては想定する地震、津波といったものの解析結果を踏まえて、必要なものを建設していきたいと考えております。

また、台風が近づいておりますけれども、そういったことで拡散しないように、現在、飛散防止剤を発電所の中にまいて、風で飛んでいかないような処置を施している途中でございます。

○加藤審議官 安全委員会です。台風による拡散の関係ですけれども、まずサイトの中に

については事業者において、適切な対策をとっていただきたいと思えます。

また、私どもとしては環境中の放射性物質の存在状況が、この雨でどう変化するかというところは重要なポイントだと思っております。環境モニタリングの結果に注視してまいりたいと思えます。

二本松などで校庭の土をはがしてという対応が行われつつあるということでもありますけれども、一般的に申し上げまして、被曝線量を合理的達成可能な限り低くすること、は、放射線防護の非常に大きな原則でありますので、基本的に望ましいことであると考えております。

○坪井審議官 台風1号の土壌拡散対策の関係ですが、文部科学省の方は、なかなか対策というよりはモニタリングということで、前後の値をしっかりと測定していくという役割があるのかなと思っております。

また、二本松市等の校庭の表土の除去についての方針が昨日発表されたことと承知しておりまして、中学校と小学校についてはその際の基準で、線量率が1.9 $\mu$ Sv以上の学校と承知しております。

これについて、本日の大臣の会見の中では安心のためだということではないかとおっしゃっております。それを含めまして、大臣の会見についてはYouTubeなどでも公開をしておりますので、ごらんいただけたらと思います。

○記者 上下入れ替え方式と土壌に穴を掘って埋めてしまう方式のどちらがよいか、どうお考えでしょうか。

○坪井審議官 先日に行いました上下入れ替え方式についての具体的な報告については、また原子力安全委員会の方に御報告して評価をいただこうと思っておりますので、その過程でもどういった方法がいかかについての議論が行われるのではないかと思います。今の時点では、私が評価することは適切でないと思っております。

○記者 安全委員会の方も、まだそういうところは決定でないということですか。

○加藤審議官 安全委員会としては、合理的に達成可能な限り被曝線量を下げることとかが大事なものであって、そのための方策というのを単一のやり方に限定するとか、そういうことまででは必要ないと思っております。大事なことは合理的に達成可能な限り被曝線量を下げることです。

○記者 わかりました。

1つ聞き忘れていたんですけども、先ほどのプロアアウトパネルが外れたタイミングについて、3号機爆発時というのが政府資料で、これが衛星写真によって違っていると確認された場合、政府資料を訂正する予定があるかを細野さんにお聞きしたいです。

○細野補佐官 今、私も衛星写真を見ているんですけども、そう言われれば開いているようにも見えますし、何か違う写り方の加減と見えなくもないし、ちょっと微妙だなという感じがしております。

ただ、なぜプロアアウトパネルが開いたのかということは、必ずしも確たる見解が見出

せているわけではありませんで、この事故全体の状況を考えたときに2号機が水素爆発してないのは、恐らくプロアアウトパネルが開いていたということが原因だと思えますので、非常に重要なファクターの1つなんです。

ですから、どういう原因なのかということは再度検証してみることがあると思えますので、検証した上で違うのだということであれば、当然訂正すべきだと思います。

○記者 わかりました。

○記者 3号機の使用済み燃料プールのこととお尋ねします。先ほどの分析結果から、東京電力としては使用済み燃料の健全性については、どのようにお考えなのかということ、1点と、その東電の考え方に対して、保安院としてはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○松本部長代理 まず東京電力でございます。通常、十分に減衰が進んでいる使用済み燃料でございますので、今回、見つかったような半減期のヨウ素131とかセシウム136が見つかっていることを考えますと、今回の原子炉の事故に伴う核分裂生成物が建屋内を通過してきて、この使用済み燃料プールに溶け込んだ可能性が高いと考えております。

濃度的にも2号機のところで見られた濃度とほぼ同等でございますので、今のところは使用済み燃料自身が損傷しているとは考えておりません。

ただ、写真でござらんになっていただいたとおり、瓦れき等が大量に使用済み燃料プールの方に落ちておりますので、使用済み燃料プールの上部、ハンドのところに瓦れき、あるいは鉄骨のようなものが落ちて、使用済み燃料自身がそういった加重によりまして損傷している可能性自身を否定するものではありませんけれども、今のところは外部から持ち込まれたものではないかと想定しております。

○西山審議官 原子力安全・保安院です。我々も短い半減期の核種でありますヨウ素131とセシウム136が検出されていることから、原子炉由来である可能性が高いのではないかと思っております。

先ほど松本さんの説明にもありました、2号機の使用済み燃料プールの隙間サージタンク水の核種分析の結果とも、ほぼ同じ状況であることからしても、やはり原子炉由来ではないかと考えられます。使用済み燃料自体はこのデータからは何か損傷されているとかいうことを推しはかざるようものにはなっていないと思っております。

○記者 追加で1点。

この瓦れきについては、撤去するなり何なり、今後どのようにお考えでしょうか。

○松本部長代理 まだ具体的な方策があるわけではございませんけれども、最終的には使用済み燃料を取り出す必要があると思いますので、その前の段階で瓦れきについては撤去する必要があるかと思えます。

ただ、現時点では、まず使用済み燃料プールの方も循環型の冷却に移行したいと考えております。

○司会 ほかの質問はいかがでしょうか。

○記者

今の関連で3号機の使用済み燃料プールの水についてなんですか、確認ですが、通常、原子炉にある水というのは大体数百Bqだと記憶しているんですが、これは1,000倍ぐらいということではないのかということと、2号機と同じぐらいの濃度とおっしゃったと思うんですけども、2号機のプールの水をサンプルをとったのはいつですか。

○松本本部長代理 御指摘のとおり、通常の原子炉水から比べれば1,000倍程度のオーダーです。

2号機に関しては4月16日にサンプリングを行いました、その結果につきましては4月18日に公表させていただいております。

○司会 次の方、どうぞ。

○記者

関連で3号機の燃料プールの水の分析結果についてなんですか、先ほど言われた原子炉由来というのは、具体的に言うとうようなメカニズムでプールに放射性物質が来たことになるのかということが1点と、通常は1,000倍ぐらいということでしたけれども、各核種別に過去の最大値がそれぞれどれぐらいなのかということをお教えください。

全く別件になるんですけども、3点目として、この間、女性の被曝で女性の人数で集計ミスがあったと思うんですが、実際には免震棟でいたのにもかかわらず、いないとカウントしていた人について、外部被曝ははかっていたけれども、内部被曝についてはこれから調査するということでした。結局、その内部被曝量が幾らだったのかということをお教えください。

○松本本部長代理 まず3号機の使用済み燃料プールへのルートでございませうけれども、発生源は原子炉の燃料の損傷と考えております。損傷した際に、燃料棒の中にございませう核分裂生成物であるヨウ素ですとかセシウムが原子炉水、蒸気等に漏れ込みまして、格納容器、原子炉建屋の方に水蒸気もしくは粒子状の物質として拡散したのではないかと考えています。

最終的には、それらが原子炉建屋のオペレーティングフロアのところに到達いたしまして、使用済み燃料プールの方に溶け込んだか、もしくは今回は爆発しましたので、コンクリート片等に付着したものが水の中に飛び込んだことで、プール水の方に溶け込んだのではないかと考えております。

過去の最大値とおっしゃいますのは、プール水の最大値でしょうか。確認させてほしいんですけども、基本的にはほとんど検出限界未満か、あるいは検出限界ぎりぎりというようなところだと思っております。こんなに高濃度で検出されることは通常の状態ではありませう。

女子の被曝でございませうけれども、昨日9日にJAEAさんでホールボディカウンターを受けている状態でございませうので、まだ正式な分析結果はこちらの方に来ておりませう。

わかり次第、公表させていただきたいと思っております。

○記者 そうすると、通常の1,000倍ぐらいというのは何を基に言っているんですでしょうか。○松本本部長代理 先ほどの御質問は、原子炉水の総Bq数に比べると、普通ですと数百Bqというオーダーで10万というオーダーですので、けたで言いますと3けた上がるという状況でございませう。

○記者 先ほど御質問が出ましたけれども、この使用済み燃料の露出というのはないのでしょうか。

○松本本部長代理 露出したかどうかでございませうか。こちらにつきましては、まず今回の3号機の使用済み燃料プールへの保管は566体ということで、4号機に比べても約3分の1程度でございませう。また、発熱量も4号機に比べますと1けた以上小さい発熱量でございませうので、私どもとしては3号機の使用済み燃料プールが冷却不足に陥ったとは考えておりませう。

○司会 ほかの御質問があれば。

○記者

話は変わるんですが、今日出された資料の中の震度6強以上の地震に関する表なんですか、けれども、これを出された意図と説明があれば教えてください。

あと、東京電力さんの方に、今日はロボットが大物搬入口から3号機の中に入るとい話をとおっしゃっていただと思うんですけども、線量とか、どういう状況だったのか、瓦れきが除去できたのかどうかということがわかれば教えてください。

○西山審議官 震度6強の地震の表は、今回の浜岡のことで総理からの要請を中部電力の方で受けていただきたまいましたけれども、それに関連して浜岡の発電所に関する地震あるいは津波の確率がいかに高いかということ、何回かいろいろな場所でお説明してまいりましたけれども、そのデータを口頭で言っているときが多かったので、改めて紙でお示したということでもあります。

○松本本部長代理 東京電力でございませう。3号機の大物搬入口付近のロボットの作業状況でございませうけれども、今日は9時から作業を開始いたしましたので、14時30分ごろに作業を終了しております。

まずタロンでございませうけれども、大物搬入口付近の瓦れき数個の線量を確認いたしました、おおよそ50mSv前後の瓦れきがあるということを確認しております。本日は原子炉建屋の方には入っておりませう。

ロボットのほうでございませうけれども、確認した瓦れき数個を集めたところでございます、まだコンテナには積めていない状況でございませう。

○司会 それでは、次の方。

○記者

先ほどの さんの御質問と少し関係するのですが、燃料プールの水の関係です。

3号機のプールの燃料の空だきはなかつたとお判断されたということなんですか、けれども、

それはより熱量の多かった4号機でどうやら破損が余りなかったという結論とも併せて、どうやら3号機も大丈夫そうだと御判断されたということでしょうかとこのように思います。

そうしますと2号機と3号機は非常によく似た状態なので、4号機がよりきれいだったことを見ますと、1号はもつと熱量が低かったわけですから、1～4とも燃料プールに関しては、どうやら空だき、あるいは燃料の破損等のシビアな状況にはなっていないという結論が出たとの理解でよろしいのでしょうか。

瓦れきが非常に大量に落ちていて、鉄骨のようになかなか重りものも落ちてくるようですが、けれども、それによって一部破損する可能性が否定できないと先ほどおっしゃいましたが、水が十分残っていて、物理的にごく一部がピンポイントで破壊されるようなことがあった場合、水中にどのような核種が出てくるかが想定されるのでしょうか。

例えばヨウ素、セシウム以外の燃料の成分そのものが出てきている可能性があるのではなにかと想像するのですが、そうした分析は今後されるのでしょうか。もし、そうだとすれば、この水がプール外へこぼれていたりとか、あるいは今後は、燃料を取り出す際にちよつと厄介なことになるのではないかと考えて質問します。

以上です。

○松本本部長代理 まず1問目の御質問でございませうけれども、おっしゃるとおり、そもそも発熱量の多い4号機の方で健全な状態だということにはば明かされています。そういった面から使用済み燃料プールの冷却ができなくなったという状況ではなかったのではないかと推定しています。

検出の状況も先行して調べております2号機とも似ておりますので、こういった形で1～3号機のように内部で炉心損傷があったようなケースですと、使用済み燃料プールにある程度こういった形で核分裂生成物が溶け込むことはあるのではないかと推定しています。

ただ、まだ1号機に関しては、プールの状況、使用済み燃料プールの水の分析ができておりませんが、1号機の水の分析が進めば相当の確度で、プールの使用済み燃料の状況については推定できるのではないかと考えています。

もう一つ、3号機の使用済み燃料プールの瓦れきによる影響でございませうけれども、確かに今回は空だきという状況ではございませうが、重たいものが落下することによって機械的に破損するというケースは、今の時点で完全には否定できませんが、そういったケースですと長半減期のものが少し出てきていることはあるかと思っております。

今回のように、短半減期のヨウ素ですとか、セシウム136は燃料棒の中で十分減衰しているはずですので、こういったものは見られないと思っております。

ただ、いわゆるウランだとプルトニウムといった重金属まで出てくるかということについては、まだはつきりしたことはわかっておりません。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

#### ○記者

先ほど読売さんが聞いたことに関連して、30年以内に震度6強の地震が起きる確率の資料は算定が1月1日になっていきますが、東京電力さんの福島原子力発電所が入っていない理由と、その数値を教えてください。

その数値を基にした場合、そもそもこれが信用できる推定の確率なのかどうか。それを踏まえて浜岡原発の停止を要請するに至った根拠、ほかの原子力発電所の停止を要請しない、安全だと判断する根拠をそれぞれ細野さんにお伺いします。

数値は西山さんから答えていただければ結構です。

○西山審議官 今、資料を探していますが、東京電力の福島原子力発電所に関わる値も非常に小さい値であります。そういう意味で、今回の地震をこの資料をつくった段階で予見したかというか、このパーセンテージをどう考えるかというのは、いろいろ考え方があると思います。

○細野補佐官 残念ながら、東京電力の福島の原発ではこうした大きな事故が起こってしまつたわけですね。今、当然その原発は発電所として動かしておけませんし、止めるべく努力をされていると思います。

今回の浜岡原発の判断というのは、福島第一、第二以外の原子力発電所の中で、どういうリスクがあるのかというのを比較したんだらうと思います。そして、その比較をする中で格段に浜岡原子力発電所については地震の確率が高いので、それについては安全のサイドに立って、少なくとも中期的な対策が打たれるまでは止めるべきだろらうという判断がなされたものと考えます。

○記者 浜岡に関してはわかりましたが、たしか福島は地震ハザードステーションで調べると0.6か0.8だったと思うんです。そうすると、ほかの女川ですとか、川内、東海第二とかを、今の段階で政府が安全、もしくは止める必要がないと判断している理由と根拠は何でしょうか。

○西山審議官 いずれにしても、緊急安全対策を各発電所にはとっていただいていますので、それによってすべての電源と冷却機能が津波によって失われてしまった場合でも、高台に置いてある発電機とかポンプ車あるいは電源車などによって、その機能を回復できるということでは確保されているわけです。そういう意味で、基本的には最後の冷却機能が確保できるという意味で安全と考えております。

この地震の確率が非常に低ければ、その最後の手段を発動する必要も低くなるということだと思います。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 細野さんの御見解を教えてください。

○細野補佐官 そういった数字を見ればいろいろ御意見があるのは理解できます。ただ、現時点で我々が比較をすべきは、浜岡原子力発電所とその他の原子力発電所の間でのリスクの差ではないかと私は考えます。

したがって、浜岡原子力発電所に関しては停止すべきだという判断をしたこと自体は、間違っていないのではないかと思います。

○司会 先ほど御指名しました男性の方。

○記者

昨日もちょっと触れられた質問だと思わすけれども、岡田幹事長が飯館村へ防護服を着ていった件で細野さんにお伺いしたいと思えます。

現時点では安全、直ちに影響がないと言われている場所だと思わすけれども、ああいう格好で来られたら、そこに疑問の声が挙がっていると思わす。政府がすべてデータを公開しているわけではないと思われるんですが、政府だけが持っているデータをかみみて、岡田幹事長の対応で、あの防護服で正しかったのではないかという声が挙がっていると思わすけれども、細野さんの考えをお聞かせください。

○細野補佐官 今日岡田幹事長にお会いしたんで事情を聞けばよかったですけれども、会議で会って双方が入れ違いになってしまったので直接話をすることができませんでした。岡田幹事長自身は大変フェアな人ですので、何か自分だけに情報があったらということをやるといことは幹事長の性格から言ってもあり得ないと思えます。

あとは、それを地元の人々がどのように受け止められたのかということについて、ちょっと私は承知しておりませんので、済みません、2回保留をしまして申し訳ないんですが、確認をした上でまたお答えしたいと思えます。

○記者 住民の方々と握手をする写真が出ているんですが、手袋とかをつけているんですね。その写真に対して、ばい菌にでも触るのかのようなコメントも出ています。

こういった行動の一つひとつが住民の方々に不安を醸成させて、また、これが風評被害というのも助長していると思わす。そういうことを踏まえて、今後、現地に入る政府関係者の身なりなどを改善していくという議論をすることはありませんか。

○細野補佐官 現地の人々とのように幹事長が接したのかということについては、済みません、存じ上げませんので私も確認をしたいと思えます。今後、現地に入るときにいろいろな要素を加味して行動すべきだという御意見は、ごもつともだと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ほかの方はいかがでしょうか。

○記者

使用済み燃料プールのことで追加してお伺いします。パラメータを見る限り、3号機の使用済み燃料プールの水位については、一貫してわかっていないということではないのかうか。

それから、3月17日だったと思わすんですが、自衛隊のヘリで3号機と4号機のプールの方に放水しましたね。たしかこのときのコメントでは、燃料プールが冷却できない状態にあって放水をしたという話だったと思わすんですが、この際にも露出はなかったと見ているのかうか。

これは結果論かもしれないんですが、使用済み燃料のプールが、今は一応冷却できているというのは、コンクリートポンプ車の力が大きいように感じるんですけども、今までそもそもああいう機械を使うのは全く想定してなかったということで理解しているんですが、それでいいのかうか。

あと、海外では使用済み燃料プールの冷却ができなかった場合、つまり電源喪失で冷却系がなくなった場合のことを想定していることがあるらしいんですが、そういった想定と違うのはこれまででされたのかうか。この質問については保安院さんと安全委員会さんにもお伺いしたいと思えます。

○松本本部長代理 まず東京電力の方からお答えさせていただきます。使用済み燃料プールの水位でございすけれども、現在、いわゆる隙間サージタンクの入り口の部分でございすので、プールの水位としては満水の部分まで確保されております。したがって、使用済み燃料プールの冷却という意味では、現時点では問題ないレベルと判断しております。

○記者 パラメータでは計器不良と書いているんですけども。

○松本本部長代理 ですから、コンクリートポンプ車の画像で見ただけには、満水状態にあるということでございます。

○記者 私の質問が悪かったのかもしないんですけど、パラメータとしては取れてないというところで一貫していいのかうかという質問だったんですけども、それでよろしいんですね。

○松本本部長代理 そうです。パラメータとしてはとれておりませんが、今回のようにコンクリートポンプ車のアームの先にカメラを取りつけてまして、満水の状態だということでございます。

3月17日の段階でございすんですが、外部電源、ディーゼル発電機がないという状態でございますので、当然、使用済み燃料プールの冷却もできてなかったという状態でございます。

したがって、私もといたしましては使用済み燃料プールをいかにして冷却をするか。冷却ができないというのであれば、注水をして水を確保するというのが喫緊の課題でございますので、政府にお願いいたしました。ヘリから放水をしてくださったということでございます。

また、最終的にはコンクリートポンプ車で注水を行うわけでございますけれども、それまでの時点では、使用済み燃料プールをどういったコンクリートポンプ車で放水することによって水を確保するということは、設計上、考えておりませんでした。

○西山審議官 原子力安全・保安院です。私の知る限りでは、使用済み燃料プールが冷却できなくなつたときに、こういうことが起こるかという研究があつたような気がしますけれども、今ははっきりわかりません。

○加藤審議官 原子力安全委員会です。安全設計審査指針では、全電源喪失した状態での評価を行うことを求めていますけれども、時間幅にしては一般の送電網が回復する時間を

念頭に置いてやっているということでありませぬ。

また、どういふ事象を選ぶかについては、全電源喪失をした場合に環境への影響の大きな事象を選ぶというのがリスク評価の基本になっていると思えますので、個別のケースで何が選ばれているかは、今は手元に資料もないうで触れられたいですけれども、少なくとも指針では個別に何をやりやいなさいという形では求められていません。

○記者 つまり、今の回答というものはわかりやすく言うと、長時間にわたる電源喪失があったら、プールをどう冷やすかということは指針で想定しなくてもいいことになっているという解釈でよろしいんでしょうか。

○加藤審議官 プールかどうかは特段触れてないんですけど、電源喪失に対する設計上の考慮ということでは、指針の解説の中で長期間にわたる全交流動力電源喪失、これは外から来る電気も、発電所の中の非常用ディーゼルも両方ともダウンした場合ですが、これまで長期間にわたるものは考慮する必要がないという考え方になってきた。

○記者 特に炉心と変わらないう趣旨でよろしいんでしょうか。

○加藤審議官 どの部署についてそういう評価を行うかは、影響の大きな部署について行こうというものが基本でありますから、指針では特段どの部署について行えうこととまでは求めてないということですよ。

○記者 最初の質問に戻ってしまふんですけど、結局プールで電源喪失した場合にどう冷却するかというのは、特段これまで議論などがあつたことではないということによろしいんでしょうか。

○加藤審議官 そういう意味では、使用済み燃料プールに特定して安全評価を行いなさいということ、指針では定めてないということですよ。

○記者 今まで原子力に関する学会であるとか、この安全委員会の中でもこうした議論とあつたのは特になかつたんでしょか。

○加藤審議官 済みませぬ、今、そこら辺の経緯に詳しい者がいないうので、また宿題にさせていただければと思ひます。

○記者

今日の朝日の夕刊によると、清水社長が官邸を訪れて、我々の最大の合理化が前提と言いながら追加のリストラ案を示した。その中には送電網の売却が抜け落ちていて非常に十分な甘い内容だと思ふんです。要するに、東電の前提というのは地域独占を温存して、送電と発電が一体というのが前提でリストラ案を出したという考えだと思ひます。

細野さんにお伺ひしたいんですけど、これが菅総理、菅政権の方針なのかどうか。そうでなければ、海江田大臣がこのリストラ案を評価しているんですけど、閣内不一致になるのではないかと。東電救済大臣と呼ばれてもおかしくないと思ふんですけど、菅総理のお考えをお伺ひしたい。

あと、娘さんが東電に就職した西山審議官に、東電を解体しない地域独占温存型の解体系スキームをだれがつくつたのかということも聞いても答えてくれなくて、送電網の売却

額も情報公開を拒否されているんですけど、この場に北川総括審議官と東電解体案を握りつぷされたという古賀さんと呼んで2つの案を説明していただきたんですけれども、その提案についてYESかNOかをお答えいただきたたいと思ひます。

○細野補佐官 こういふ記者会見ですので率直な御質問をいただいてもいいと思ふんですけど、やはり家族のプライバシーとかに土足で入ってくることは、余りいいことではないと思ひます。これは私の意見です。

その上で送電網の問題ですが、菅政権として電力会社の経営の在り方について、今の電力会社の在り方がしかるべきだとか、更にはこれを守るんだとかいふことの意味決定をしている事実はありません。むしろ、そういつたこととあつたのはさまざま議論を通じて、柔軟にいろいろなケースがあり得ると考えています。

ですから、今回の送電網を持ち続けるかという問題と、リストラがどうかかというものは全く次元の違ふ問題で、リストラはしっかりと東京電力にやってみたら、特に賠償に充てるといふ大きな方向性があるわけですから、それはやってみていただかなければならぬし、政府としてもその方針だと思ひます。

したがって、海江田大臣が言っていることと菅総理が言っていることとあつたのは、そういう意味でそこが違ふということではないと思ひます。

○記者 全然認識が違ふと思ふんですけど、賠償スキームには2つの方法があつて利益で返す場合と資産で返す場合だ。

今、政府の中で有力視されている案というのは東電の利益で返す案で、地域独占のビジネスモデルも温存されるという前提になっているから送電網の売却まで踏み込まない。なぜ資産を売却する、処分するといふ古賀さんがつくつた東電解体計画に沿つて、送電網の売却まで入れないのか。そこが非常に分岐点になっている。

西山さんの個人的なことといふお話だったんですけど、西山さんに限らず経産省の部長とか局長が東電に入社しているといふ指摘もこの会見で出て、要は経産省全体が東電に甘いスキームを出して、それを既成事実化しようとしているのではないかと。今、発売している『APRA』にも出ていますけれども、そういう疑問が生じているんで、是非、菅政権として送電網の売却まで踏み込む、資産を売却するリストラをやっているという意思表示、政治主導でやるんだといふメッセージをお聞きしたいんですけど。

○細野補佐官 個人の家族のことに関しては菅総理、横田さんと私とで違ふんだらうと思ひます。この件は、これ以上論争しても仕方がありませんので置きます。

先ほどの売却の話に戻りまして、資産を売却しても仕方がありませんので置きます。菅政権としてはしっかりと待たせておきます。したがって、東京電力に対しては、全く揺るぎもあらず資産の売却をしっかりと考えてもらふといふ姿勢については、全く揺るぎありません。

送電網の売却ということになると電力会社そのものの在り方については、全く揺るぎありません。論はまた改めてさまざまあつてもいいのではないかとあつたことを申し上げておきます。

○記者 では、北川総括官と古賀さんに出た件はいいかどういふか。

○細野補佐官 北川さんは今、この賠償問題を主にやっておられますので、その議論がある程度集約した時点で、いろいろな公開の在り方はあるのかもしれないから、担当大臣が海江田大臣です。海江田大臣の下で北川さんはやっているわけですから、本当はスキームが固まった時点でしっかりと海江田がお答えになるのが筋ではないかと思えます。

○記者 最後に確認で、資産の中には発電網も入るといふ理解でいいわけですか。

○細野補佐官 勿論、東京電力の資産の中に発電網は入ります。ただ、この賠償のスキームの中にいきなり何でも入れてもいいとは考えていなくて、まずは売れるものからしっかりと売ってもらって、被害者の皆さんの賠償に充てるということなんです。

送電網をどうするかという問題は、まさに電力会社を我が国としてどういったものと考えていくのかという、全く別次元の議論があるわけなんです。その議論があつていろいろな形態を考えるということについては、全く否定するものではありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかはいかががでしょうか。

○記者 一時帰宅について、細野さんと保安院にお願いします。

細野さんに2点お願いします。自宅滞在の時間が2時間になっていきますけれども、今日から始まった住民の方から2時間では短過ぎるといふ声も挙がっています。この2時間に決まった根拠や経緯についてお願いします。

それと、この2時間というのが被曝線量をなるべく抑えたいという理由からであれば、当初より周辺の線量が大幅落ちていた状況になっていますが、今後は2時間を延長する見直しがあり得るのか。

以上の2点をお願いします。

保安院には、細かい点を含めて4点お願いします。

以前、説明の会見では、警戒区域に入ってから出るまで5時間を念頭に置いているという事でしたが、この自宅滞在の2時間を引いた残りの3時間は、バスによる移動時間とか警戒区域外に出てからのスクリーニングの時間、そのほか何の時間として3時間を見ているのかというのが1点。

それと、こうした2時間という基準を決定したのは保安院の決定なのか、それとも政府の決定になるのか。政府の決定であれば、その際の保安院の立場というのがもう一点です。

3点目は、一時帰宅が可能な地域の基準として200 $\mu$ Svという基準がありましたが、これも、これは5時間の警戒区域内の滞在中に浴びる被曝線量が、一般人の年間の1mSvを超えないようにするために、200 $\mu$ Svという基準が出てきたということではないのか、3点目です。

最後に細かいんですけども、住民の方の集場所になる中継基地は警戒区域の外で、かつ、その近くということでもよろしいか。  
以上をお願いします。

○細野補佐官 タケオカさんには大変申し訳ないんですけども、多分、警戒区域の決定そのものに携わった人間が、今、このひな壇にはいないと思うんですね。ちょっとお答えできることが限られるかもしれませんが、それは御容赦ください。

2時間が短過ぎるといふ御意見は私のところにも数多く来ておりまして、御自宅に帰ってできるだけ様子を見たい、持ってくるものもしっかり確保したいと思つておられる方は、本当にお気の毒だと思えます。

どういった根拠で2時間に決まったのかということについては、私は正確にすべて存じ上げてはいるわけではないんですけども、被曝線量の問題もあるでしょうし、また、数多くの皆さんに行つていただくという制約の問題もあるんではないかと思えます。

この一時帰宅が議論される途中で、一人だけではなくて複数入りたいという要望もかなり強く来まして、それは一部取り入れられたりもしましたんです。ですから最大限、一時帰宅される方の御希望に沿う形で努力をした中で、2時間というのはやむを得ないという現時点での判断に至つたものと思えます。

そのほかのことは、私は前提として知っている知識が十分じゃないもんですから、どこで答えることができるのかということも含めて、持ち帰らせていただきたいと思います。

○西山審議官 原子力安全・保安院です。私の方から答えられることだけお答えしたいと思います。

まずそれが決めたのかという2つ目の御質問は、立入りをするに当たつて、警戒区域へ一時立入許可基準というのをつくつておりました。これは4月23日に発表されております原子力災害対策本部長、これは総理ですけれども、この原子力災害対策本部の決定として今回お願いしている内容を決めております。

集場所については、警戒区域の中でお集まりいただくところと、警戒区域の外側でベースキャンプのようになることと、2種類あるということだと思います。

あと、何が必要なことなのかというスクリーニングなどの関係ですけれども、今わかることは防護服を着ていただいたり、いろいろな装備をつけていただいたりすること、帰つてきたときはスクリーニングをしていただくことなど、一定の人数がいらっしゃいますので、その方々にそれらをやることについての時間が必要だということだろうと思えます。

立入り時間の考え方については、原子力安全委員会の助言に基づいて、1回の立入りによる線量が1mSv以下になるように滞在時間を計画するという事で、区域内の総量については必ずしもモニタリングが十分でないところから安全を重視いたしました。区域内の立入りを全体で最大5時間になるようにしたことでもあります。そこから逆算して、移動とかスクリーニングなどに要する時間を踏まえると、在宅時間が最大2時間となるということでもあります。

今、私の方でわかるのは以上のようなところでです。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○記者

細野補佐官にお伺いしたいのですが、1つが、これは先日の質問の続きのような感じになるんですが、4月4日の汚染水の放出の件で質問した際に、2日ほど前に小佐古参与の提案でやられたというお答えがあったのですが、統合本部として、その提案に関して、どういうふうな緊急性の判断をされて、最終的に放出の決定をされたのでしょうかという経緯を御説明いただければと思います。

これも細野補佐官なんですが、現状、東電と文科省で海のモニタリングを15kmの内・外で分割してやっているんですが、東京電力に事故処理に専念していただくという意味も含めて、海のモニタリングと敷地内のモニタリングを国の方でカバーしていくようなお考えはないでしょうか。海のモニタリングにしても、敷地にしても、それなりの人手がかかると思うので、その辺を国の方でカバーすると、少しものが進むかなと思います。

それから、これも細野補佐官にお伺いしたいのですが、今、東京電力で会見を松本本部長代理がやられているんですが、3月末まで元副社長がやられていて、最低週1回は役員の会見をするという条件で会見が松本さんにバトタッチされたんですが、それ以降、1か月半で2回か3回程度しか役員の会見がないのです。現状、いろいろな賠償スキーム含めて問題が出てきている中で、我々としてはやっていただきたいのですが、統合本部としての広報体制として、この件に関してはどのようなお考えでしょうか。

以上3つお願いします。

○細野補佐官 まず、汚染水の問題ですが、実は、小佐古参与はいろいろなアドバイスをしておられました。私のところにはそのアドバイスがかなり頻りに来ておりました。したがって、汚染水の低レベルのものは放出した方がいいという、そのアドバイスも私は受け取っておりました。ただ、恐らく東京電力には行っていないかたののではないかと、少なくとも私は渡しておりませんし、東京電力が直接受け取っていることではないと思いますので、そういった検討に影響を及ぼしたということではありません。

私はアドバイスは受け取ってはいましたけれども、まずは水を止めることが大事だと思っておりましたので、そういう見解があるんだなということは考えながら、一方で、何か水が止められないかということを検討していたということもございませぬ。しかし、残念ながら高レベルの汚染水がなかなか止まらなかったという事情が、これがより深刻になってまいりましたので、これはやはり低レベルの水を出してでも高レベルのスベースを確保しなければならぬという、厳しいけれども、避けられぬ決断を、やむなしというふうな判断をしたということもございませぬ。その際の私自身がそう判断した材料の1つとして、小佐古参与の意見は参考にはいたしました。

2つ目に、海のモニタリングを国でということですが、基本的にはキノさんおっしゃったとおり、モニタリングというのは国がやるべきものだと考えています。ただ、モニタリングのポイント数というのはかなり増えてきておりまして、文部科学省は勿論ですが、関係省庁もそれにかんりの人的、また船などの物的なエネルギーを投じている状況なんです

ね。ですから、国でカバーし切れないところについて、東京電力や、一部、他電力も協力してくれているんですが、そういったことに協力をしてもらおうというのは、事業者としての責任上、ある程度やむを得ないところがあるのではないかと思っています。

ただ、事業者が勝手にやるということはないかと思いませんか、そのやり方については、文部科学省で明確にして、そのやり方に基づいて事業者がやるというのは当然のことだと思います。

最後に、武藤副社長の会見という話ですが、そこは東京電力としての判断がいろいろあるんじゃないかと思いますが、私もできるだけ役員がしっかりと答えるということは必要ではないかと思えます。1つのきっかけとしては、5月17日、工程表の道筋の更新という機会がありますので、当然これは我々のレベルの会見ではなくて、もう少し責任を待って答えられるメンバーの会見が行われるべきではないかと思えますので、そこは是非、役員の皆さんに出てきていただきたいと思いますし、私もそのことを申し上げようと思えます。

○記者 関連なんですが、今の汚染水の放出に関してですが、細野さんのお考えは理解したのですが、統合本部として、最終的にどういうような結論になったかを教えていただけると助かります。

それから、モニタリングに関しては、これは基本的には、事故処理を考えると、東電の人的・物的資源の方がかなり厳しいと思うので、それを国がカバーするという方が本筋ではないかと思うんですが、その辺は順番としてどういうふうな考えますでしょうか。

○細野補佐官 そのことも検討したんですが、モニタリングに出している要員というのは、例えば、原子力発電所の中で作業できる要員としては少し違う種類の人たちが今、いろいろな形でモニタリングにかかっているという聞いておいて、現段階でモニタリングをやっているから福島原子力発電所の問題に十分な力が発揮できないう状況ではないかと考えております。ただ、これから人練りの問題で十分な力が発揮できなくなるという可能性は全く否定できるわけではありませぬから、そういうことがないようには、そこはしっかりとつけていきたいと思えます。

○記者 汚染水に関して、統合本部としての最終的な判断材料、判断基準を教えてくださいたいと思えます。

○細野補佐官 統合本部としての判断は、これは皆さんにも既に御説明をしているとおりでございまして、小佐古参与のアドバイスがあった2日後だったと思うんですけども、東京電力が汚染水を、薄いものについては海に放出をしようという見解がございましたので、それに対して国として了承するという観点で、本部としてというよりは、国としてそこは判断したということもございませぬ。本部は勿論、国も事業者もお持ちですので、さまざまな議論はしているんですけども、やはり事業者は事業者の立場でさまざまな決定をする。それに対して国は国でさまざまな権限を持っているわけですから、そこはそういう判断をするということも、明確に役割を分けているんですね。ですから、本部としてというよりは、汚染水に関しては東京電力が出さざるを得ないという判断をして、国が認めた

と、そういう手続を取ったと思います。

○記者 済みません、1つだけ。その際に、緊急性という意味では、どのぐらいの時間的な余裕があったという説明があったのでしょうか。

○松本本部長代理 東京電力でございませうけれども。

○記者 済みません、細野補佐官にお願いたしたいのですが。統合本部としてどういうふうなそれを理解したかという意味で、細野補佐官にお願いたしたいのですが。

○細野補佐官 いろいろ議論はあったんですけども、これは統合本部として判断したということではなくて、まずは東京電力が判断をし、そして、それを受けて、保安院がそれを了了するという判断をしたわけなんです。その時間差がどれぐらいあったかは、これは皆さんに記録としてはお出しをしていると思うんですが、手続としては、東京電力が言うならば決定してから、決定というか、その判断をしてから、保安院が最終的にそれを了了するまでの間が検討時間ということになります。

○記者 そのときに、要するに、どのぐらいの時間的猶予があるというふうな東京電力から統合本部に説明があったんでしょうか。

○西山審議官 保安院の方でお答えしますけれども、非常に急ぐということではありません。○記者 急ぐというのは、どういう急ぐでしょう。急ぐではわからないんですけど。

○西山審議官 何分ということではありませぬけれども、当時起こったことは、さつき細野補佐官もおっしゃったように、2号機の水がピットのところからあふれ出たわけですね。それを止めるためにやる手段として、集中廃棄物処理建屋を空けなければいけない。空けるためには、かなり時間をかけて、すぐに、何分間で空けられるというものではなくて、膨大に水が入っているわけですから。

○記者 手順に関しては説明をいただいているんですが、要するに、あとどのぐらいの間で最終的に立坑から水があふれるなりというふうな判断、時間の説明があったのでしょうかという意味なんです。

○西山審議官 いや、それは、もうあふれているわけですよ。

○記者 いや、あふれてはいいです、上からは。

○西山審議官 上からはあふれてないですけれども。

○細野補佐官 要するに、2号機の立坑であるとか、タービンのところの水を移送するの一刻を争ったわけですね。これは一刻を争ったんです。そのスペースとしては集中廃棄物建屋だということだったので、それを出してしまわないと、薄い水と濃い水と混ざるわけにはいきませんから。

○記者 その手順に関しては説明いただいたのですが、要するに、一刻を争うというのあとどのぐらいの時間的な余裕があったのかということなんですが、具体的に。

○細野補佐官 2号機の水を止めるのは一刻を争いました。一刻を争った水を止めるためにも、集中廃棄物建屋の空きスペースを空けないと移送できなかったですから、その意味で一刻を争うという認識は東京電力にも当然あったし、保安院にもあって、我々もそれを

共有していたということですよ。

○記者 ですので、その一刻というのが、あと何時間とか、あと何日とか、普通、そういう具体的な時間が出ると思うのですが、それはなかったんでしょうか。

○細野補佐官 ですから、2号機から水がもう出ていたんですけども、それは一刻も早く止めなければならなかったもので、止める方法としては、当然止水もするけれども、移送もして、できるだけ出ない状況をつくるということですから、2号機の水を止めるために一刻を争ったということですよ。

○記者 それは東京電力の説明と違うのですが、2号機の水を止めるのは止めるとして、それは作業として入っていたと思うのですが、説明では、要するに、立坑からあふれるので移送するというのが趣旨だったと思うんです。なので、立坑からあふれるまでに、あと何時間とか、何日とかいう具体的な時間というのが出ていたと思うのですが、それは説明なかったんでしょか。

○西山審議官 そういうことではないと思うんですよ。今、申し上げたように、あふれる時間を数えてもしょうがないわけで、それを止めるためには。

○記者 ごめんください、あふれる時間を数えてもしょうがないというのはおかしいと思うんです。それがなければ、要するに、ほかの手だてがあるかどうかという判断もできないと思うんです。それを一刻をという抽象的な言葉で64条適用で外に海洋放出というのはちよつと理解できないんです。

○西山審議官 なかなかかみ合わないですね、これは。

○国会 そうですね。そのところはもう十分、補佐官なり、保安院から答えておられますので、多分、そこは質問されているキノさんとの見解の相違的などいいますか、一刻を争うということでもってやっただという判断でございまして、それ以上のことではないんだらうと思います。済みません、横から入って恐縮でございまして。

それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

○記者

3つほど質問させてください。最初に細野さんにお伺いしたいんですけども、以前から、初期のころの官邸の陣容、どういった人々でいるんなら検討が行われたかということと、あと、統合本部ができて初期のころの陣容について明らかにしてほしいということをお願ひしていると思うんですけども、まだ現段階では明らかにになっていないんですが、その検討状況はどうなっているか、こういったファクトを積み重ねていくというのは非常に重要なことだと思えますので、そこら辺をしっかりと出してほしいということをお願ひいたします。そこをまず教えてください。

2点目が、これはどなたにお伺いすればいいかわからないうので、お答えいただける方にお願ひできればと思うんですが、地元の福島から、井戸水の調査について知りたいという声が上がっているんですけども、今、どういった進み具合にあるかということをお願ひください。

並びに、家畜の牛の対応についての検討状況、今、どういふふううに考えられているかという点についても併せて教えてください。

○細野補佐官 事故直後の人と統合本部の人です。これは一応、確認は今、しております。して、恐らく客観的にかなりの人に確認をしないと正確な形にならないと思いますので、検証作業の中で何らかの事実が確認をできないかと思っております。恐らく少し時間がかかると思いますが、ただ、いろんな確認はしなければならぬと思っておりますので、御趣旨はよく理解をしております。

牛は、農水省で非常に精力的にやっていたというのは承知をしておりますが、私も検討しているというのには知っています。詳細については承知をしておらなかつたんですが、事実として申し上げますと、福島県から計画的避難区域及び緊急時避難区域から区域外への家畜を移動、出荷したいとの方針が示されたことから、国としてもこうした取組みに対し、移動先のあっせんなど、必要な協力を行っていくということです。その際、これらの区域から区域外に家畜を移動させるに際して、必要となる家畜のスクリーニングや除染の手続などについては、福島県に通知をしているということですので、国から後押しを行っているということだと思います。

○西山審議官 井戸水につきましては、厚生労働省がとりまとめをされて、福島県が実施しているものがまともまっておりますので、基本的に検出せずという結果にほとんどのものが出ておりますけれども、膨大なデータがありますので、これは福島県か、厚生労働省かのホームページにあるのではないかと思います。

○記者 ありがとうございます。

陣容については、全体を調べるのは相当時間がかかるのは当然だと思っておりますが、各部署のいわゆるキーパーソンとなる部分は当然あると思うので、そういった概略だけでもできるだけ早めにわかればと思いますので、是非とも御検討の方、よろしく願います。

○司会 どうぞ。

○記者

細野補佐官に1点お伺いします。先ほどのさんへの説明でよくわからなかつたので確認させていただきたいんですが、30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率の今日いただいた資料は、浜岡に停止要請をした根拠はわかるんですが、ほかの原発をなぜ止めないのかの根拠は、結局、どこに求めるんでしょうか。つまり、発生確率に根拠を求めるとすれば、福島が0.6~0.8だったということをお考えと、今回の被災地の周辺はともかくとして、九州などにも2.何%ということがある。これをどう考えるのかということになります。

それと、西山さんのお答えの中で、冷却の最後の手段として高台にポンプ車や予備の発電機を置いておられるということまで一定担保されているという御説明だったんですが、もしそこにはかを止めなくてよいという根拠を求めるとすれば、浜岡は最後の手段の整備がまだ完全にはなされていないという判断で浜岡に停止要請をされたのか、その点、細野補佐

官、お願いします。

○細野補佐官 何度同じ答えになって申し訳ないんですけども、やはりリスクをどう見るかという、最終的には政治判断が働いたと考えます。私も浜岡原発に行つてまいりましたけれども、東京電力の福島第一原子力発電所と同じような時期の、同じような構図の発電所ですから、そこで例えば、同じような事故が起こつたときには本当に対応できるのかということについて、確信を持たなかつたということについては紛れない事実ですので、それを私は総理に伝えまして、勿論、私だけの判断ではなくて、海江田大臣ということになるわけですが、海江田大臣の判断を総理としてお認めになつたということだと思います。

○記者 発生確率に根拠を求めるとはなくて、実際に現地をごらんになつて、その状況から判断されたということでしょうか。

○細野補佐官 発生確率は極めて重要な、そして恐らく最大の要素であつたと思います。それに加えて、現地を見た経験なり、実際の体験というものをもう一つの判断材料にしたんだらうと思えます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○記者

東電の松本さんにもずいぶんいいんですが、シルトフェンス内にたまつている水の循環浄化システムを5月中につくるとのことだつたんですが、今、具体的にどういう検討状況になつているのかという点を教えてください。

それから、安全委員会に伺いたいんですが、意思決定に関して、SPEDIの情報を公開する、しないということに関して、国民に不安を与えるという理由で公開しないという判断があつたということが5月2日の会見で発表されました。実際の方がそういう判断をされたのかということをお調べくださいとお伺いしていただいたので、もう1週間以上たつているので、恐らくわかつておられるかと思つたので、教えてください。

○松本部長代理 まず、シルトフェンスの内側の水の浄化でございまして、現在、設計を進めている段階でございまして、まだ具体的なところまでは行つておりません。まだ概念設計という段階でございまして、ポンプで水を吸い上げまして、ゼオライトという物質を、いわゆる吸着塔といいますが、プールのようなものの中に沈めておいて、その水を循環させるということをございます。現在、2号機の、今回問題になりましたところから少し離れて、1号機のわきのところに設置スペースをつくつて、そこに吸着装置を置くということ、今、場所の選定ですとか、設備の設計を進めている段階でございまして、○記者 処理能力など、あるいは完成は具体的には5月ということでしたけれども、5月のいついつというふうなことは決まつていないのですか。

○松本部長代理 まだその段階には至つておりません。

○記者 わかりました。

○加藤審議官 安全委員会ですけれども、中で調べました結果、当時は出す、出さないについて、内部で明確な意思決定というものは特段行われていない状況でありました。

○記者 明確な意思決定がなされていないというのは、先日伺った話とずれているように感じられますが、その点、いかがでしょうか。

○加藤審議官 だから、出す、出さなさいについて、はっきりと意思決定していないということですね。

○記者 では、どなたが国民の不安をかきたてることを恐れたんでしょう。

○加藤審議官 それは、その解析結果を見た人は共通にそういうことは思ったけれども、組織としてどうするかということについては特段議論がなかったということです。

○記者 特段議論がなかったのであれば、その責任者はだれでもないということですか。

○加藤審議官 特段議論がなかったということですね。

○記者 いや、責任者はいないんですかと伺っています。

○加藤審議官 議論がなかったもので、責任者がだれかというのは申し上げられないと思います。

○記者 細野さんに伺いたいんですが、今のお話を聞いてどういふふうにお思われましたでしょうか。

○細野補佐官 SPED I に関しては、どこの省庁がどういった形で管理をし、どういふふう公表していくのかということも含めて、やはりガバナンスが効いていなかった面があると思います。ですから、多分、加藤さんも答えようがないというのが正直なところではないかと思うんですが、その在り方そのものも含めて、相当厳しい検証が必要だと思います。率直に、そこは。

○記者 以前伺った話ですと、国民がパニックになることを恐れて発表しないという判断があったと、そういうような形で報告が細野さんのところにあつたというふうに向つたんですが、今、伺った話と大分ずれているように思えるんですが、これはどういふことなんでしょうか。

○細野補佐官 事の事情は割とシンプルでして、発表した前日の夜、持って来られたわけですね。持って来られて、何でこれを出していないかたつたんだと聞いたら、国民が混乱するのを避けたかったんではないかという趣旨の話をおっしゃったので、私にはその材料しかないんで、それを申し上げたんです。

○記者 それは推測だったわけですか。恐れたのではないかという推測であって、事情を知っている方がパニックを恐れて発表しなかったというふうには断言したわけではなかったということでしょうか。

○細野補佐官 そうするともう言葉の峻になったりしてしまうんですが、要するに、全体として、個人個人が判断された面があつたのかもしれないけれども、正確なデータではないので、正確なデータでないものを出すで混乱させるんではないかという暗黙の了解みたいなものがあつて、そうなつたんではないかというふうには私は推察しています。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○記者

まず、1つ目の質問は松本さんなんですが、最初に映像を見せていただいたいて、ブルーの中にコンクリートやら鉄骨やら、いろんなものがおっこつていて、改めて損害の凄まじさにちよつと驚いたんですが、3号機の爆発について、あれは水素爆発ではなくて、もつとすごい爆発だったとか、そういう意見もあつたりするんですけども、これは基本的に水素爆発であつたということですよ。それが1つ目です。

それから、2つ目は、細野補佐官が東電の資産のことで、売れるものから売るといふこととなつてくれども、東電が尾瀬の国立公園の土地を4割ぐらい所有しているといふ話もあるんですが、そういう土地も売却の対象になるんでしょうか。

それから、3点目は、この会場の範囲外かもしれないんですけども、東電の主な保有資産を開示していただくことは可能なんですか。

以上です。

○松本部長代理 まず、3号機の今回の爆発の原因でございませうけれども、現時点では、3号機に関しては、水素爆発の線が濃厚ではないかと見ています。炉心損傷が実際に発生していることと、1号機でも同様の事態が見られたことから、同じようなケースではないかと考えています。

少しわからなくなつてきているのが4号機でございます。4号機に関しては、原子炉停止中のことでもございませうので、爆発の原因については、今、考察を進めているという状況でございます。

○細野補佐官 尾瀬の国立公園の話は、心配されている方は確かに私のところにも言つていられていまして、それは優先順位として、そこを守ることには大事なことです。で、売却できるかどうかも含めて、さまざまな要因を考慮した上で慎重な判断が必要かどうかと思います。

主な資産の公開ですが、財務諸表上出ているものも勿論あるんだと思うんですが、実際に国民の皆さんに納得をしていただくためには、どういう形がいいのかというのは、済みません、今の時点で私、明確には申し上げられませんが、こういった資産は積極的に売却していいところというふうな、公開に基づいた判断が必要な部分もあると思います。で、それから、そういう在り方も含めてこれから東京電力と政府の間で何らかの検討が行われることになるんじゃないかと思ひます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○記者

今日、清水社長から政府に支援を求める枠組みをつくるような要請があつたと思ひますが、政府として、そのことに対して、改めてどのようなお考えなのかということが1点。もう一点が、それに併せて、8人分の役員報酬返上など、新たな追加のリストラ案を出したと思ひますが、率直に、細野さんはそれで十分だとお考えになつていられるか、その2点、細野さんにお願ひします。

○細野補佐官 要請は私も一緒に聞かせていただきましたので、それに対して何らかの政

府としての見解を出す必要があるだろうとは思いますが、それもできるだけの時間を置かずというプロセセスが入るんだろうと思います。

もう一つのリストラの中身なんですが、役員の報酬というのは、1つ、象徴的なので、そこが出てきたことは前進と言えれば前進だと思います。ただ、これからやらなければならぬことは、事態に対処しなければなりませんので、しっかりと福島第一原子力発電所で働いている人たちがバックアップして、そこに力を注ぐということをやっていただかなくてはならないし、並行して、当然、賠償の原資を出さなければならぬ。そして電力の安定供給をしてもらわなければならないという、教えただけでも主に3つの大きな課題があるわけです。ですから、それがしっかりとらなければならないのは、リストラとも相まって、非常に難しい、大事な問題だと思いますので、軽々に役員の報酬が返上されたことをもって、それでいいのではないかと、ところまでは私は言うことはできないと思えます。

○記者 強いて挙げておくとするならば、どういったことを求めるかと、東電のリストラ策に対して、何かお考えはありますか。

○細野補佐官 ちよっと考えてみます。今、さまざま議論をしているところなので、私もその議論に入っているんですけども、個別にその議論の中身とか、私の考えていることを今、申し上げるのは、タイミング的にも微妙なものですから、そこは御理解いただきたいと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 後ろの方。

○記者

3号機の使用済み燃料プールの分析結果について3点ほどお聞きしたいと思います。まず、今日の分析結果の公表で、2号機並みの濃度を持つ水が入っていることがわかったということですので、この汚染水の総量、勿論、プールの中に瓦機が多量に入っているということですので、正確な数字は把握できないかと思うんですけども、ざっとした数字でも結構ですので、体積を教えてください。

2点目が、プールに水を現段階でも注入されていると思うんですが、満水状態に注入したものがあふれているかどうか。あふれているならば、どういった状態を扱っているのかということをお聞きたい。

3点目が、2号機の使用済み燃料プール水については、先月、分析結果が出ていますけれども、なぜ3号機は2か月近くもたつて分析結果が出てきたのか。3号機はなぜこんなにも遅れたのか。技術的にはそれほど難しいものではないと思うんですけども、今の時期に分析公表になった理由を教えてください。

○松本部長代理 まず、3号機の使用済み燃料プールの容積でございますけれども、瓦機等がございますけれども、容積としては1,425 m<sup>3</sup>でございます。サイズを申し上げますと、東西方向に12.2m、南北方向に9.9m、高さで申し上げますと11.8mでございます。

あふれているかという御質問でございますが、こちらに関しましては、蒸発した部分を補うという形でコンクリートポンプ車でこれまで注水しておりましたので、あふれるということではないと思っております。現時点では、燃料プール冷却浄化系から水を入れられるようになっていますので、そちらの方から、いわゆるスキマサージタンクまで水が張れるところまで水を注入しているという段階でございます。

それから、次の御質問でございますけれども、2号機に関しましては、もともと使用済み燃料プールの冷却浄化系から水が入られたということがございましたので、そちらの方からサンプリングが可能になったということ、4月の中旬にサンプリングしたということでございます。3号機に関しては、コンクリートポンプ車のアームの先にこういったサンプリング装置を設置する関係がございましたので、結果的に5月8日にサンプリングという時期になったということで、時期的に何か問題があったということではございません。

済みません、2番目の御質問はどういった御質問だったでしょうか。

○記者 あふれたものがあるのかという点です。

○松本部長代理 あふれたものにつきましては、今のところ、蒸発しているものを補うているという状況でございます。

○記者 3点目なんですけれども、4号機も同じようにアームの先に取りつけてサンプリングされたと思うんですけども、それが可能になったにもかかわらず、半月ほど3号機が遅くなった理由はありますか。

○松本部長代理 4号機につきましては、もともと使用済み燃料プールの状況を早知りたいたいということがございまして、いわゆるコンクリートポンプ車のところに改造を施ましてつくったものでございます。

3号機に関しましては、当初用意していたコンクリートポンプ車につきましては、現在、1号機に移動中でございます。1号機の放水用に今、準備をしている段階でございます。したがって、3号機で今回、コンクリートポンプ車は、別のコンクリートポンプ車をサンプリング用に改造したというものでございます。

○司会 後ろの方。

○記者

以前、高濃度の汚染水が漏れたことについて、健康に対する評価はどのようなものなんでしょうかということをお聞きたいんですけども、評価中ということでした。低濃度の汚染水を積極的に、意識的に流出した件については、成人が近くの魚や海藻を毎日食べても年間0.6mSvであるという発表をされたんですけども、高濃度の汚染水として漏れたものについての評価は未だに発表がなくて、これについては、シルトフェンスなどによって一定程度食い止められているからという説明があったんですけども、ただ、そういう防護装置が備えられるまでの間について、少なくとも漏れていたわけですから、その辺りについての最低限の評価はできると思うんですけども、この辺はまだなんでしょうか。

れは東電に聞くんですかね。

○松本本部長代理 こちらにつきましましては、現在、評価をとりまとめ中でございます。保安院から5月2日までに出すようにという御指示がございましたけれども、少し結果のとりまとめに時間を要しておりますので、延期のお願いをさせていただいたところがございます。そちらにつきまして、今、評価を行っている段階でございます。

○記者 いろいろ出るんですか。

○松本本部長代理 5月16日だったと思います。

○司会 それでは、ほかの方、いかがでしょうか。今、手を挙げておられる方で最後にさせていただきます。よろしいでしょうか。前の4人の方、後ろのお2人ですか。

順番にマイクを回しますので、よろしく願います。

○記者

西山審議官にお尋ねしたいんですが、先ほどの地震発生確率の関係なんですけれども、まず、東電の福島第一原発、第二原発のデータが出ていないというのはどういう理由なのか、先ほどよくわからなかったんですけれども、やはりほかとの比較をされたくなかつたんではないかと思われんですが、その辺の理由について、きちっと説明していただけないかという点が1点。

あと、0.6~0.8というデータがあるんですけれども、例えば、九州電力の川内原発とか、日本原電の東海第二原発などに比べると、大体3倍から4倍ぐらい、こっちの方が高い値になっているんですけれども、こちらのリスクは全然大丈夫、問題ないと判断できるものなのか。つまり、福島では実際に被災しているわけで、それよりも3倍から4倍高い発生確率があるのに、そっちの方はなぜ安全と言っているのか、その辺の理由について、きちっと説明していただけないでしょうか。

○西山審議官 まず、東京電力の福島関係のデータが載っていない理由は、既に大規模な地震が起こってしまっていて、今から0.幾つかという数字を載せてもほとんど意味をなさないし、載せるとしても、今回の地震も含めた形で載せないとはほとんど意味がないと考えたからということでもあります。

それから、ほかの地震の確率については、確かに今年の1月1日の時点での福島の確率に比べて高いところもありますけれども、まずは今回の緊急安全対策を各発電所で取っていただいたことによつて、最後の安全性は確保されているわけです。それは基本的に浜岡についても同様でありまして、その中で突出して確率が高いところを重要な理由として、先ほど細野補佐官が言われたように、政府としての決定があつたということでもあります。ですから、ほかのところについては、緊急の安全対策がしっかり取られているということで、若干の確率の違いはありますけれども、安全とみなして差し支えないと考えております。

○記者 今の話だと、浜岡の値が突出して大きいというのは、それはそれで理解できるんですけども、そうではなくて、地震で被災した福島第一原発と第二原発の値よりも、川

内とか東海第二の方が実際のところ高いわけですよ。それを無視できない理由にはならないと思うんですが、そこところの説明がよくわからないんです。

○西山審議官 浜岡も含めて、最後の安全のライン、大きな津波が来て電源も冷却機能も全部失われてしまったとしても冷却できるように、消防ポンプであるとか、非常用の電源、あるいは電源車といったものを用意するということはしていただいているわけで、そういう意味で、どこが発電所についても、その安全性は確保されているわけです。ですから、安全ということで考えて、多少確率があつたとしても、その地震が仮に来たとしても、最後の安全性は守られるわけですから、確率の多少の高さは、この安全の判断において差し支えないものと思っております。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 追加で教えてほしいんですが、今回のリスクというのは、地震に対するリスクであつて、津波に対するリスクを端的にあらわしているとは限らないと思うんですが、これについてはどう考えますでしょうか。

○西山審議官 そういう意味では、確かにここにあるのは震度6強以上の地震ということ、津波を基準にしたものではありませんから、低い震度でもつて大きな津波が起こるというケースもなくなはないと思います。ただ、現在入手可能なデータの中で判断しても、今回、浜岡の高さは群を抜いているわけですし、浜岡については、その地震が起これば大きな津波が来るだろうということは予想されますので、そういう意味で、津波地震のデータではありませぬけれども、この地震のデータは、それに相当程度関連をしていると考えています。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 そもそも地震によつて損傷も明らかになつていないと思うんですが、その点についてはどうお考えになりますか。

○西山審議官 何が明らかでない。

○記者 地震の損傷も明らかになつていないと思うんですが、今回の福島第一についてな

んですけれども。  
○西山審議官 今回の地震の損傷は確かに明らかになつておりません。ですから、そこは、これから先の分析を待たなければいけませんけれども、地震のことについて言えば、各地で、今回の福島の地震のデータはまだ盛り込んでおりませぬけれども、これまでの知見によつて相当程度の強い揺れを各地とも想定して、それを基に、揺れの方についてはバックチェックを、基本的なところは終えているわけです。まだこれから全体を整えるといひますか、細かいところはまだまだ時間がかかりまうので、そういう意味で、地震に對する抵抗力は、各発電所とも確認しておりますので、そういう意味で、地震について、津波と同じような大きな心配は必要ないと思っております。

○司会 それでは、次の方、お願いいたします。

○記者

先ほどに関連してなんでしょうけれども、30年以内に震度6強の地震が起きる確率のところ  
で、こういう地震の発生確率を基に原発を止めるというのは今回が初めての判断ということ  
とでよろしいのかということと、あと、今後もこういう発生確率を基に、運転中の原発で  
あるとか、あるいは、今、止まっている原発の運転再開をするかしないかを判断すること  
があり得るのかどうかを教えてくださいたいんです。

○西山審議官 まず、今回初めてだと思います。

それから、今後については、今、何も方針は示されていないと思います。基本的には、  
従来の方針で、従来というのは、新しい知見も盛り込んだ形での基準によって安全が判断  
されれば、地元の御理解をいただけたかどうかということとは別途考えるところとして、国の法律  
上の安全性という意味では満たされるということになると思います。

○記者 それで言うと、今回、算定基準日が1月1日になっていきますけれども、現時点で  
考えると、余震の震源にかかる原発は幾つかあると思うんです。特に東日本の太平洋側の  
原発ですね。そこが今、ほとんど地震で停止していると思うんですけれども、これを運転  
再開するに当たって、余震の発生確率というのは考慮の基準に入るとお考えでしょうか。

○西山審議官 それは、基本的には入ることだと思います。それは確率ということ  
もそうですけども、その余震に要するに耐えてもらわなければいけないわけですから、  
そういう意味で、確率ということになるのか、私も全部整理できているとは思いませんけれども、む  
しろ起こり得る余震の強さに耐える原発でないことと安全と言えないということだと思います。

○記者 揺れでなくて、津波に関してもそうだとということなんでしょうか。

○西山審議官 そうだと思います。

○記者 それで言うと、政府の地震本部の方では、期間はわかりませんが、多くの  
研究者が1年以内ぐらいに震度8クラスの余震、あるいはその周辺で誘発された地震が起  
きる可能性があると言っていると思うんですけれども、例えば、ここで言うと、女川、東  
通、東海第二といった原発は、1年前後は運転を再開できないと考えていいんでしょうか。

○西山審議官 それは必ずしもそうなるとは限りませんが、例えば、アウターライズ地震  
とか、そういうのが今、言われていますけれども、それはそれで評価した上で、そういう  
ものに耐えるかどうかはちゃんと考えればいいのであって、それによる地震の揺れ、それ  
から、津波の大きさ、それをしっかり評価した上で、現在の発電所がそれに耐えるかどう  
か、そこをしっかり吟味した上で安全性を決めていくということだと思います。

○記者 浜岡との差がよくわからないんですけど、浜岡では今すぐ止めなければいけ  
なくて、そのほかの東日本、太平洋沿いの原発は運転再開は必ずしもそうではないとい  
うのは、その差がよくわからないんですが。

○西山審議官 浜岡のケースを除いては、法律上、予想される地震とか津波に基づいて、  
その基準を満たすかどうかという判断であります。浜岡の場合は、その基準は満たしてい  
るんだけれども、特別な確率の高さ、それから、今回、福島で起こった事態などを踏まえ  
て国民の感情とか、そういうものを、これは私はよくわかりませんが、恐らくはそ

ういうものを踏まえ、法律を超えた判断として、浜岡についての決定があったというこ  
とであります。

○記者 浜岡が30年以内に84%ということ、仮に1年に直すと、どういようような平均  
を取るかによりますけれども、多分、数%程度の確率だと思っんですけれども、1年後に  
余震が起きる確率があるということは、これも恐らく数%、あるいはそれ以上の確率であ  
るといことだと思っんです。そうすると、ほかの原発でも危険は浜岡と変わりないん  
ではないでしょうか。

○西山審議官 今、申し上げたように、基本的には起こり得る地震に耐えるかどうかで判  
断することです。地震にしても、津波にしても、浜岡についても、それによ  
ラスアルファで、法律を超えたところ、確率と、日本の指導者としての判断があったと  
いうことです。

○記者 確認ですが、浜岡はそういう政治判断で、その他の女川ですか、福島第二で  
すとか、東海第二といった原発については通常の法律の判断で行われるということではし  
ょうか。

○西山審議官 私は、今までの総理の御発言とかを見る限り、そういうことではないかと  
思っております。勿論、これは地元の御判断というのは別途あると考えてですね。

○記者 あと、地震発生確率については、福島第一、第二の数字というのはまだわからな  
いでしょうか。

○西山審議官 今、同じ表の、地震調査研究推進本部の地震調査委員会というところが公  
表している数字だと、福島の発電所の炉心の部分で0.0%、取水口のところで0.8%とい  
うことで、0.0~0.8%ということなんです。

○記者 福島第一の炉心で0.0で、取水で0.8%。

○西山審議官 そういこととであります。

○記者 ほかの原発は炉心の数字なんですか。

○西山審議官 それはわかりません。

○記者 第二の数字はわかりますか。

○西山審議官 わかりません。

○記者 わかりました。

○司会 次の方、どうぞ。

○記者

東電の松本さんにプラントの状況で幾つかお願ひします。3号機のプールの件なんです  
けれども、2号機の状況とよく似ているということで、数字の紹介をいただきましたが、  
これを拝見していると、4月16日に2号機はデータを採取して、数字が今、3号機  
と近いということで、単半減期のヨウ素などは現在の3号機の方が上回っている状況かと  
思っんです。これは、つまり2号機よりも3号機の方が放射性物質の濃度が高く、損  
傷した炉心の燃料の、つまり損傷の度合いも高かったという理解でよろしいのかというこ

とと、それはつまり何を意味しているかというのが、3号機の、例えば、爆発のメカニズムなどと併せて、ある程度推測できるのかということをお教えください。

あと、原子炉の注水状況の話なんですけど、今日、2号機は6.9ということで、7を予定していたのから若干減っているかと思うんですが、以前あった、3号機の方で少し減っていたというような、同じ理屈でバランスが少し崩れてという話なのかという確認と、あと、1号機に関しましては、建屋内の空間線量が非常に高い状況が続いているという話で、当初、1 mSvに下がるとは思っていないかと思っておりますが、これはど高いままでとどまっております理由について、以前からお話しになっておられるかと思っておりますが、もう少し詳しく、瓦礫が高いのかどうか、そういったものを放きにしても、どんなことが考えられるのか。これもつまり、1号機の爆発のときのメカニズムと併せて何か関連づけられているのか。これもお話しを教えてください。お願いします。

○松本本部長代理 まず、3号機の使用済み燃料プールの核種の分析の結果でございますが、御指摘のとおり、2号機とよく似ています。ただ、分析したのが5月8日の時点でございまして、半減期を遡ってみれば、当時、爆発したときに混入したんだとしたらば、ヨウ素の濃度は半減期に従ってもっとも高かったろうと判断しています。したがって、そういう状況ではありますけれども、これをもって爆発の規模、あるいは炉心損傷の規模が2号機と3号機でどれぐらい違うのかということは一概に言えないんじゃないかと思っております。

炉心損傷につきましては、CAMSのデータで一応、3割程度と見込んでおりますけれども、そこから原子炉压力容器、格納容器を通じて建屋に抜けていくルートは、それぞれ2号機、3号機、多分、違うと思いますので、そういった面もあるかと思えます。また、2号機そのものは原子炉建屋はまだブローアウトパネルだけが開いた状態でございますし、3号機は建屋の屋上の部分が開いた状態で壊滅しておりますので、そういったことを踏まえまして、これをもって炉心損傷の程度の度合いを判断するというのは難しいと思っております。

それから、2号機の注水の状況でございますけれども、確かに0.1 m<sup>3</sup>/h、減少しておりますが、これは何か特段の操作をしたというよりも、通常の変動の範囲内ではないかと思っております。現実、2号機の炉心といたしましては、压力容器の温度の状況につきましては、順調に安定して下がっておりますので、この程度の変動で何か悪影響になったという状況にはなっていないと思っております。

それから、1号機の建屋の線量の高い理由でございますけれども、ダストの起因ではなかったということは、今回入りましたところでございます。1つは、爆発に伴います瓦礫が相当量落ちておりますので、それに付着した放射性物質から線量としてあるんではないかと考えられるのが1点。もう一点は、やはり炉心損傷が起こっておりますので、そういった高濃度の放射性物質を含む水が配管の中に一部入ってきていて、それが高線量の原因になっているという可能性はあろうかと思えます。先日申し上げたSHポンプ室の

入口ですとか、今回、2階の高压スプレイ系のところの配管が、SHは1,200 mSv/h、高压スプレイのところは100 mSv/h程度でございますので、そういった高濃度の水が配管の中に一部流入してきて線量が高いのではないかとすることは推定しております。

○記者 関連しまして、1号機の中で、当初の1 mSvに下がるとは思っていないかという予測は、ダストに主に放射性物質が起因するという考えに立っていただけということなんでしょうか。

○松本本部長代理 1 mSvというのは、もともと1 mSv/h程度であれば作業環境としてはいい、いわゆる建屋の中では、それほど支障なく作業ができるレベルではないかということ、目標として置いていた線量でございます。

○記者 ということは、つまり、そこに下がるとは思っていないかという理解です。

○松本本部長代理 そうですね。今後、1 mSv/h程度の雰囲気線量であれば、さほど作業に対して支障になる線量ではないとは考えています。

○記者 わかりました。

あと、数値が高いところが配管の周りに集中しているという理解で、つまり、配管からにじみ出た高濃度の水に関係するんじゃないかという見立てということですか。

○松本本部長代理 そうですね。原子炉と直接つながっているような配管であれば、原子炉の損傷の影響を受けた高濃度の放射性物質を含む水が、つながっている配管から少し回り込んでいくことは考えられると思っております。

○記者 最後にもう一点。空間線量が1階で言うと10~70ぐらいの間であると。この自体は当初の想定に比べて高い、低いというのはあるんですかね。

○松本本部長代理 当初想定していたということよりも、今回は現実問題として測ったとき、ロボットからまず測り始めましたけれども、最初にロボットで測ったときも10~40 mSv/h程度でございましたので、改めて測ったときに10~70であったということも踏まえても、測定としては妥当だったんじゃないかとは考えています。

○記者 わかりました。

○司会 それでは、前の4人の方。

○記者

繰り返しになって恐縮なんですけど、浜岡原発停止について、5月6日の「緊急安全対策実施状況の確認結果について」という文書を、昨日の質問の後、西山審議官から提示していただいたんですが、その表現を見ますと、先ほどからずっとおっしゃっていますけれども、電源車、ポンプ車等の資材の配備状況等々で万全だとおっしゃっているわけですが、万全ということは本来にあるのかどうかということが1つと、あと、その表現なんですけれども、「その結果、各電気事業者等から報告のあった緊急安全対策は適切に実施されているものと判断します。」と、こういう表現なので、言ってみれば、判断しますということ、判断はいろいろありだとは思いますが、そういうような表現で果たして100%確保できるのかと言っているのかということをお聞きできればと思います。

○司会 質問がございましたら、全部まとめて言っていただけだと思います。

○記者 それとの関係なんですか、昨日もちょっと質問させていたいたんなんです、浜岡を停止する場合に、地震によって自動停止が起きる。今回もそうだったんです、自動停止した後の電源確保が万全であれば、それについての対応はできるわけですが、勿論、停止していても、電源確保さえできていけば、対応は、冷却水の問題もきっちりできるといふことで、大差はないのではないかと感じられるんですが、その場合、自動停止後の状態に対する、電源確保しているの対策等、事前停止状態のものに対しての、地震後、起きたときの、冷却水を万全にしたときの対応と、どれくらいリスクが連うのかということ。

あと、もう一つ、昨日、浜岡の場合は恐らく使用済み燃料プールに燃料棒を移行するといふような表現で、より安全だと言っているのを読みますと、まだどちらにするかといふことでも浜岡の社長がお答えになられているものを読みますと、まだどちらにするかといふことは決めていらないという表現だったんですね。あと、今日の3号機のプールの状態を見ますと、瓦礫などが落ち込んだりして、移行するとかえって危険な状態にもなるんじゃないかというイメージを受けましたので、その辺についてどうお考えになるか、3点お聞きできればと思います。

○西山審議官 まず、最初の緊急安全対策の実施状況の確認というのは、原子力安全・保安院がこの種のことを確認するときは、いつもこういうふうな言い方をするものとして、私どもとして、しっかりと見て、内容的にも、それから、現場で見ても、大丈夫だということに我々として判断したもののについては、こういうふうな「判断する。」と申し上げて、それが我々の判断だということを示すわけです。それが国としての判断になるわけですので、そういう意味で、これで大丈夫だということを申し上げているわけです。

それから、ほかの発電所とのリスクの関係ですけれども、私の整理は、浜岡にしても、ほかの発電所にしても、緊急安全対策をやっていた方がいいわけですから、最悪の場合でも最後の冷却機能を確保できるといふことにおいて、同じだと思えます。ですけれども、それは最後の冷却機能を確保して、もともと予定していた電源もなくなり、冷却機能もなくなった上でも大丈夫だということを確認してあることに過ぎませんので、本来は原子力発電所というのは、津波が来ようが、地震が来ようが、一時的に止まるにしても、またすぐ運転できるようなもので、健全性を保つものであるべきだと思えますね。そういう意味では、各発電所が予定している中長期対策まで含めてしっかりやりやっつて、それで100%というか、健全な形で地震や津波にも耐えられるということになるんだらうと思います。

翻って、そのときに浜岡を考えてみると、87%の確率で30年以内に来るといふことで、ほかよりも圧倒的に高いわけですから、最後の手段に頼ることになる確率がほかより相当程度高いということもあって、そういうことであれば、今、福島のことでもあって心配している方も多岐中、さきも申し上げましたけれども、国の指導者としては、これは中長期の対策ができるまで止めておいていただきたいというふうな、総理、あるいは海田大臣が言われたということだと思います。

それから、使用済み燃料プールに燃料を移すかどうかは、私は中部電力に確認したわけではありませんが、勝手に自分か思っただけなので、そうではないかもしれません。そのときには確かにやるように、どちらが安全かということの評価した上で、あるいは2年後ですか、中長期対策をやった上で稼働することも念頭に置いて、どういうやり方がいいのかということをお考えになるかもしないし、そこは私が勝手に申し上げただけですので、そういう前提で聞いていただきたいと思います。そこは安全性、そのほかのこともいろいろ考えた上で決定されることだと思います。

○記者 中長期対策についてなんですけれども、今回の津波についてはまだ分析中で、浜岡における中長期対策に生かすかどうかは必ずしも定かではないという説明があったと思うんですが、震度6強ということだと、何mぐらいの防潮堤と、そういう尺度で中長期的安全対策を進めていかれるということではないでしょうか。

○西山審議官 それはそういうことで、昨日の御質問でお答えしましたけれども、今、緊急安全対策をやるときには、今回の福島での経験を基に、各地点のともとで予定している津波の高さ、これは土木学会の見解によるものですけれども、それに9.5mを加えて、各発電所とも準備してもらいたいということでも申し上げておきます。

○記者 例えば、今回のように15mということが全くないわけではないと思うんですが、そうしたリスクを考えると、必ずしも中長期的対策を講じたからといって万全となるといふのも納得しがたい感じがするんですけれども、どうなんでしょうか。

○西山審議官 今、申し上げたのは、15mの津波にも耐えるようにしてくれと言っているという意味です。東京電力の場合には、5.5mを予定して15mの津波が来たということなので、単純に15から5.5を引いて9.5mの差があったです。本当はもつと分析して、各地域ごとにちゃんと数字を決めなければいけませんけれども、今、時間がないので、9.5mと、単純に引き算した、各発電所にとつては非常に大きな数字ですけれども、これを想定してやっつてくださいますと申し上げているので、安全サイドに見ていると思えます。

○記者 ただ、実際に15mのものが来た場合は対応できないと考えるを得ないと思うんですけれども。

○西山審議官 それ以上は見解の相違なので、私は余り申しません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、後ろの方、2名手を挙げておられたと思いますが。

○記者

今も質問ありました津波の件で、昨日もちょっと質問したんですけれども、改めて、今、言った、プラス9.5と15mの指示については、各電力会社は、保安院からの指示はいたっていないと。少なくとも文書としてはいただいていると。この数字については、むしろ電力会社の判断で決めたものであると。それを保安院がとりまとめて、その結果を了としたということをおっしゃっております。ということ、これ以上電力会社にその辺の真偽を聞いてもらわねえと、保安院として、どのようにこの指示をしたのか、何月

何日に、文書が残っていないということですから、例えば、口頭で伝えたのか、FAXしたのか、メールしたのか、それをどのレベルの電力会社の方にされたのか。全部の電力会社には必要ないので、一部で結構なんです、それを教えていただきたい。それがわかれば、電力会社も、ああ、あそこです保安院に言ってもらった話かというのがわかると思いますが、その辺を、もしわかれば教えてください。

それと、もう一点、同じテーマなんですけれども、昨日の中部電力の社長の会見で、防潮堤を何mにするかという話において、水野社長が、保安院から15m以上にしろという指示を受けたと明言しておられました。一昨日の会見で私、同じ質問をして、そのときは西山さんから、12m以上、15m目安という中部電力の中長期安全対策に伴う高さで承しているというお話をされていたので、一昨日の夜とか、昨日の午前中とか、お昼ぐらいに通告したというんだったら時系列は合うんですけども、もしそうでなければ、保安院の指示と電力会社の言っていることに齟齬が生じている。最初の質問もそうなんですけれども、安全対策、非常に重要だと言っておきながら、津波の想定をどうするかというところで両者にこういう齟齬が外から見えて出てきてしまっているというのは、一般素人、我々からすると、不安をどうしても持つてしまうので、その辺り、指揮命令系統はどのような感じなのかを御説明いただきたいです。

3点目ですけれども、これも同じテーマなんですが、これは安全委員会の方に伺いたいんですが、昨日の安全委員会ですけれども、15m以上の津波もこれから想定しなければいけないねという御発言をされたという一部報道を見ました。私、委員会の自身を見ているので真偽はわかりませんが、もしそうであるとするれば、この知見がいつごろ保安院の諮問に対して助言として行われることになるのか、時間的なゆめどがもしわかれば教えてください。これが浜岡の防潮堤の高さにも反映される可能性があるのか、再稼働の条件の1つにもなると思うんですが、例えば、安全委員会で御前崎は20mぐらいい来るかもしれないで、20m以上にしろという話を、15mの堤防をつくらうとしていてはいいから言われても、後からでは建てられないなどということになると困るんではないかという話だと思ふんで、その辺のスケジュール感を教えてください。

以上です。

○西山審議官 まず、最初の点については、私も昨日戻りまして、何回もそういうお話をされるものですから、同僚に確認いたしましたけれども、間違いない各電力会社には伝わっていると言っておりますので、これについては余り間に立っていただいても適切ではないと思えますから、ここでどなたかを問を立ててやるような話でもありませんので、こちらでやり方を考えてみたいと思います。

○記者 全部でなくていいんで、例えば、関西電力には何月何日に、だれに、どういう形で送った、あと、中部にはどういふふう送ったというのだけでも教えてもらえれば、それをまた関電とか中電に私から確認しますので、それだけ後で教えてください。

○西山審議官 それはちょっと考えさせてください。

それから、中部電力の防潮堤の高さにつきましては、前回のことは、私は直接何mかということは、はっきりこの場では見解はありませんでしたので、今、中部電力の社長は何かと言っているのかと、ここでたしか御質問を申し上げて、それで12m以上と言っていますということだったので、私が知っていることは、中部電力で用意されている対策は、それはそれで納得のいくものであるという感じを保安院としては持っているということとは知っておりまして、それを保安院としては了解しているのだからと自分で解釈して、それでいいんだと申し上げたんです。それは確認していないからと言われれば、その批判は甘んじて受けまますけれども、そういう意味でありまして、今、手元にある、中部電力のことをやっている関係者がつくっているメモを見ますと、中長期の対策として15m程度の津波に耐えられる防潮堤を計画していることを保安院として確認しているとなっておりますので、現在の保安院の認識は、中部電力は15m程度の津波に耐えられる防潮堤を計画していることを確認しているということです。

○記者 それは、中部電力が15mにしますというのを確認したということなのか、それとも保安院から15m以上にしろと指示をして、それを中部電力が受けて、15mにします、それを確認したのか、その辺はどうなんでしょうか。

○西山審議官 そこは今はわかりません。

○加藤審議官 原子力安全委員会ですけれども、昨日の原子力安全委員会では、保安院から「緊急安全対策の実施状況の確認結果について」という5月6日付の文書の報告をいただいたわけでありまして、その議論の中では、班目委員長から個別に、浜岡の防潮堤を15m以上にすべさきだということの議論の中では、班目委員長がその議題の締めくくりで申し上げたのは、今回、保安院で確認していただいたというのはいま第一歩であるところとされます。まずはこれが確実に実施されるように保安院はきちんと確認してください。それから、更なる改善策をどしどし事業者にも提案させて、一層安全性を高める努力をさせていただきたいということには言っていますけれども、防潮堤の個別の高さについては言っておりません。

それから、委員会後の記者会見の中では、記者の方から、耐震バックチェックはどうなるんですかという御質問がありまして、それについては、耐震バックチェックは耐震バックチェックとしてやっていく必要がある、当然その作業は続くと思っておりますというふうに答えております。

○西山審議官 さっきの震度6強以上の地震が起きる確率の関係で新しくわかりましたので。

まず、今、お示ししてある、北海道電力0.4ということところから始まる、この数字はすべて炉心における震度6強以上の地震が起きる確率であります。

それから、福島第一においては、炉心でいくと0.0%、福島第二は0.6%。この数字は、防災科学技術研究所の地震ハザードステーションというところのサイトをクリックされる

とデータが出てくるようになってきているそうであります。

○司会 よろしいでしょうか。それでは、私が最後にいたしますと言ったときに手を挙げておられた方。

○記者

保安院の西山さんと原子力安全委員会の加藤さんにお伺いしたいんですが、免震重要棟についてお伺いしたいんですが、免震重要棟というのが中越地震の教訓として生まれて、震度7クラスの地震が起きても、震災後の初動対応に問題がないように、会議室ですとか、通信設備とか整っていて、今回、福島第一原発の現場の対策作業の拠点として重要な役割を担っていると思うんですが、こうした免震重要棟が東京電力の福島や柏崎刈羽にはできていないんですが、現状、なので、浜岡も含めて、全国に17個ある原発の中で、東電以外の管轄でどれだけ免震重要棟のような災害に強い対策本部をつくれる拠点が整備されているのか、保安院や原子力安全委員会は把握されているんでしょうかというのをまずお聞きしたいんです。

○司会 質問はそれだけでよろしいですか。

○記者 幾つかあるんですが。

○司会 では、まとめてお願います。

○記者 今、福島第一原発で通常事務をやられている事務棟が、地震や津波とか、1号機の爆発の爆風とかで使えない状況になっている中で、今後の震災対策という意味で、免震重要棟があるかどうか重要な要素になってくるかと思うんですが、現在、保安院が全国各地の原発の見直しとか点検作業を進めている中で、そうした免震重要棟の有無を考慮要素に入れているかをお伺いしたい。

もう一つ、加藤さんにお伺いしたいのが、今後の地震・津波対策の見直しとか点検作業の中で、免震重要棟の整備を各電力会社に指示するといったことが議題に上がっているかというところをお伺いしたいです。浜岡原発の全面停止の要請がこの前ありましたが、防潮堤ができるまでの一時停止という措置という発表もされていて、先ほどから中長期的な対策ができるまでという話になったんですが、その中長期的対策の中に免震重要棟の整備が含まれているのか、それが再開の条件に含まれているのかをお伺いしたいんです。

以上です。

○西山審議官 まず、保安院からお答えしますが、現在、私はそこははっきりわかりませんが、確認してみたいと思います。私が知っていることは、中央制御室で普通の業務は行う、司令格的な役割を果たしますけれども、それ以外の場所は確保はされていると思いますけれども、そこが免震性でどの程度のものになっているのか、そのことについて確認をしたいと思います。

○加藤審議官 原子力安全委員会ですけれども、免震重要棟については、東京電力では、柏崎刈羽、中越沖地震のときに外部との連絡などに当たる部屋のドアが歪んで開かなかつたという経験から、自発的に東電の発電所では整備されているものと承知しております。

原子力安全委員会としては、基本的に地震などの際の原子炉施設の安全性を確保するには、施設のハードウェアの部分そのものと、あと、中央制御室の安全性、堅牢性で安全性を確保していくというのが基本であると思います。免震重要棟から原子炉のオペレーションをやるものではないと受け止めておいて、私どもとしては、原子炉のオペレーションをやる、その部分の耐震性をきちっと確保する必要があるという考え方でありましたがいままで、免震重要棟を整備するように電力に指示するかというお話がありましたがけれども、そもそも原子力安全委員会というのは電力会社に直接指示する立場ではございません。それはむしろ保安院の方でどうお考えになるかという問題だと思っています。

○記者 では、保安院は、そうやって見直しや点検作業、今後の震災対策として、免震重要棟的な拠点をどう整備を検討課題に入れていく予定はあるんでしょうか。

○西山審議官 今、申し上げたように、中央制御室があり、中央制御室が使えないときに、そのバックアップ的なものは持つようにはしているんじゃないかと思えますけれども、そこについての耐震性という点など、それから、別途、免震重要棟的な考え方があるのかどうか、そこは確認をいたします。

○記者 現実問題として、今回、免震重要棟に数百人を作業の拠点として収容して、その中で通信とか会議を行っているわけですが、通常の事務棟みたいなところが崩壊してしまっている以上、福島だと、免震重要棟がなければ、恐らく多くの作業員の方が長時間作業に従事することができないという意味で、多くの方が集まれる拠点が必要であったわけなので、今回の福島の現場の作業を見ていると、そういったものの整備が検討課題として求められると思うんですが、その辺はどのように御認識されていますか。

○西山審議官 そういうことはもったもたではないかと思えます。ただ、その方法だけには限らないかもしれませんので、そういう意味で今、確認をいたします。

○記者 では、よろしくお願います。

以上です。

○司会 どうもありがとうございます。

以上をもちまして質疑は終わりということで、東京電力から本日の作業経過について説明いたします。

○松本本部長代理 お時間もたっておりますので、手短にやりたいと思います。

まず、原子力の注水の状況でございますけれども、1号機に関しては、引き続き8 $\text{m}^3/\text{h}$ 、2号機は6.9 $\text{m}^3/\text{h}$ 、3号機は9 $\text{m}^3/\text{h}$ で原子炉への注水を行っております。現在、3号機の温度上昇につきましても、大きな上昇は見られておりません。

それから、1号機の窒素の封入でございますけれども、14時現在の値といたしまして、格納容器的な圧力は122.2kPa、窒素の総封入量は2万2,000 $\text{m}^3$ でございます。

それから、こちらに関しては、明日、外部電源の強化工事を予定しております、一時停電になります。注水につきましても、消防ポンプにより注水を継続させていただきます、注水の停止はございませんが、窒素注入いたしました停電の期間中、一時停止の予定

でございます。

それから、1号機の原子炉建屋の作業状況でございますけれども、まず、本日は、原子炉の水位計の校正のために当社の社員2名と協力企業の作業員7名で9時40分～10時55分にかけて入域をしております。原子炉圧力容器の水位計の校正をしております。

それから、被曝線量でございますけれども、最大の者が5.65mSv、最小の者が0.64mSvでございます。

もう一つの作業でございますが、代替冷却装置の関連の現場調査はまだ報告が来ておりませんが、午前中の部分だけ申し上げますと、当社の社員2名と協力企業の作業員2名が12時30分～12時50分にかけて入域をいたしております。

被曝線量は、最大の者が8.72mSv、最小の者が1.81mSvでございます。

それから、立坑のたまり水の移送の状況でございますけれども、集中廃棄物処理施設の移送につきましては、3号機のタービン建屋の移送ラインの布設、それから、給水系の配管の切断のために一時中断しております。移送の再開は12日の予定でございます。

それから、本日は、6号機に対しまして、タービン建屋のたまり水を10時～16時にかけて移送を行っております。

それから、プロセス主建屋の移送量の評価でございますけれども、17時現在、初期値からの増加量は2,271mmでございます。本日の7時の段階から13mm上昇となります。

それから、トレンチの水位の状況でございますけれども、1号機は2,740mm、2号機が850mm、3号機が770mmでございます。1号機に関しては、今回、フラッシングの水として使用いたしましたので、-370mmでございます。2号機に関しては+20mm、3号機に関しては-10mmといった状況でございます。

それから、タービン建屋の水位でございますけれども、1号機が5,050mm、2号機が3,100mm、3号機が3,240mm、4号機が3,300mmといった状況でございます。

飛散防止剤に関しては、本日の実績といたしまして、クローラーダンプによりまして無人化作業でございますけれども、1、2号機のタービン建屋の東側6,000㎡に対して実施を行っております。それから、有人によりまして固体廃棄物貯蔵庫周辺の散布は5,050㎡でございます。

明日も引き続き、クローラーダンプは1号機のタービン建屋周辺、有人は固体廃棄物貯蔵庫の周辺に対して実施する予定でございます。

それから、リモートコントロールによりまして瓦礫の撤去でございますけれども、本日は3号機の原子炉建屋の北側、それから、タービン建屋の東側にて、コンテナ5個分の瓦礫を撤去いたしました。これまでの累計といたしまして127個となります。

それから、4号機の原子炉建屋使用済み燃料プール底部の支持構造物の設置工事で、昨日より引き続き瓦礫の撤去工事を行っております。

それから、3号機の大物搬入口付近の瓦礫の撤去の状況でございますけれども、こちらに関しましては、先ほど申し上げたとおり、9時～14時30分の期間に関しまして、タロ

ンによりまして瓦礫数個の線量確認、それから、ボブキャットによりまして瓦礫数個の回収を行っております。ボブキャットにて集積した瓦礫につきましては、明日、コンテナに詰めする予定でございます。

それから、今日午前中の会見で御紹介させていただいたブロック90に関しましては、明日、準備作業を行います。12日から作業の予定でございます。

そのほか、メガフロートの出航でございますけれども、本日、高波のため出航を延期しておりますけれども、現段階における出航予定は、早くても5月14日になりますので、また近くなりましては皆様へ御報告させていただきますと思います。

以上でございます。

○司会 どうもありがとうございます。

以上をもちまして本日の記者会見を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございます。

次回でございますが、明日の16時半から開催しますので、よろしくお願いいたします。